【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2020年9月10日提出
【計算期間】	第27特定期間(自 2019年12月11日至 2020年6月10日)
【ファンド名】	日本３資産ファンド　安定コース 日本３資産ファンド　成長コース
【発行者名】	アセットマネジメントＯｎｅ株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 菅野　暁
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目８番２号
【事務連絡者氏名】	酒井　隆
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目８番２号
【電話番号】	03-6774-5100
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

①　各資産への基本配分比率の異なる「日本３資産ファンド　安定コース」と「日本３資産ファンド　成長コース」の２本のファンドから構成され、各ファンド間のスイッチングが可能な追加型株式投資信託です。

②　ＭＨＡＭ好配当利回り株マザーファンド受益証券、ＭＨＡＭ日本債券マザーファンド受益証券、ＭＨＡＭ物価連動国債マザーファンドⅡ受益証券およびＭＨＡＭ　Ｊ－ＲＥＩＴマザーファンド受益証券（以下、各々を「マザーファンド」ということがあります。）への投資を通じて、わが国の株式、公社債および不動産投資信託証券＊への分散投資を行い、安定した収益の確保を図るとともに、信託財産の中・長期的な成長を目指します。

＊ 一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。(以下同じ。)

＜ファンドの特色＞

１．国内の３つの資産（株式、公社債、J-REIT)へ分散投資を行います。

・国内資産にのみ投資しますので、為替変動リスクはありません。

２．「安定コース」「成長コース」からご選択いただけ、いつでも無手数料でスイッチング（乗換え）が可能です。

・３つの資産への基本配分比率が異なる２コースからお選びいただけます。

３．毎月10日（休業日の場合は翌営業日）の決算時に、原則として安定した収益分配を行うことを目指します。

※「原則として利子・配当収入相当分を中心に、安定した収益分配を行うとともに、売買益等についても継続的に分配を行うことを目指す」方針としていますが、これは、運用による収益が安定したものになることや基準価額が安定的に推移すること等を示唆するものではありません。また、基準価額の水準、運用の状況等によっては安定分配とならない場合があることにご留意ください。

③　各ファンドは、それぞれ5,000億円を上限に信託金を追加することができます。なお、信託金の上限額については、受託会社と合意のうえ変更することができます。

④　一般社団法人投資信託協会が定める分類方法において、以下のように分類・区分されます。

＜商品分類＞

・商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉となる資産）
単位型 追加型	国　内 海　外 内　外	株　式 債　券 不動産投信 その他資産 （　） 資産複合

（注）各ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

・商品分類定義

追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
国内	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
資産複合	目論見書又は投資信託約款において、「株式」、「債券」、「不動産投信」及び「その他資産」のうち、複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

＜属性区分＞

・属性区分表

投資対象資産 （実際の組入資産）	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 （　　） 不動産投信 その他資産 （投資信託証券）※ 資産複合 （　　） 資産配分固定型 資産配分変更型	年1回 年2回 年4回 年6回 （隔月） 年12回 （毎月） 日々 その他 （　　）	グローバル 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 （中東） エマージング	ファミリーファンド ファンド・オブ・ファンズ

※　各ファンドが投資信託証券への投資を通じて実質的な投資対象とする資産は、「資産複合（株式・債券・不動産投信）／資産配分固定型」です。

（注）各ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

・属性区分定義

その他資産 （投資信託証券）	目論見書又は投資信託約款において、主として「株式」、「債券」及び「不動産投信」以外の資産に投資する旨の記載があるものをいい、括弧内の記載はその該当資産を表す。
資産複合 （株式・債券・不動産投信） 資産配分固定型	目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、括弧内の記載はその該当複数資産を表す。 ※各ファンドは、主としてマザーファンド受益証券（投資信託証券）への投資を通じて、株式、債券および不動産投信に投資を行います。
年12回（毎月）	目論見書又は投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいう。
日本	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ファミリーファンド	目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいう。

（注１）商品分類および属性区分は、委託会社が目論見書または約款の記載内容等に基づいて分類しています。

（注２）各ファンドが該当しない商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ（https://www.toushin.or.jp/）でご覧いただけます。

（注３）各ファンドはマザーファンド受益証券（投資信託証券）への投資を通じて、株式、債券および不動産投信（不動産投資信託証券）を主要投資対象とします。したがって、「商品分類」における投資対象資産と、「属性区分」における投資対象資産の分類・区分は異なります。

（２）【ファンドの沿革】

2006年12月28日　　信託契約締結、各ファンドの設定・運用開始

2007年１月４日　　投資信託振替制度へ移行

2016年10月１日　　ファンドの委託会社としての業務をみずほ投信投資顧問株式会社からアセットマネジメントOne株式会社に承継

（３）【ファンドの仕組み】

①　各ファンドの運営の仕組み

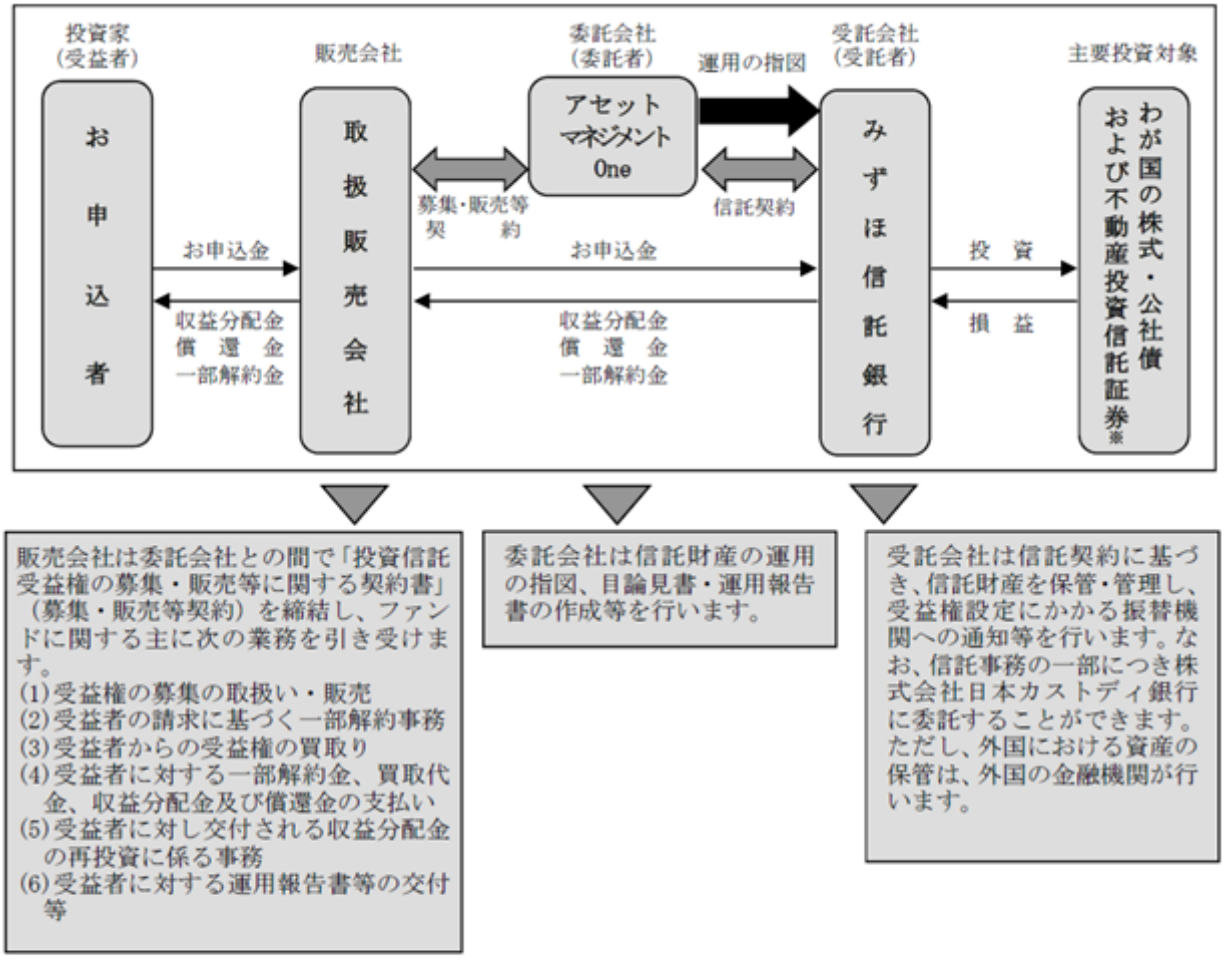

※ 主要投資対象であるわが国の株式、公社債および不動産投資信託証券には、主として、ＭＨＡＭ好配当利回り株マザーファンド、ＭＨＡＭ日本債券マザーファンド、ＭＨＡＭ物価連動国債マザーファンドⅡおよびＭＨＡＭ　Ｊ－ＲＥＩＴマザーファンドを通じて投資を行います。

② ファミリーファンド方式の仕組み

各ファンドは「MHAM好配当利回り株マザーファンド」、「MHAM日本債券マザーファンド」、「MHAM物価連動国債マザーファンドⅡ」および「MHAM Ｊ－ＲＥＩＴマザーファンド」をマザーファンドとするファミリーファンド方式で運用を行います。

≪ファミリーファンド方式≫

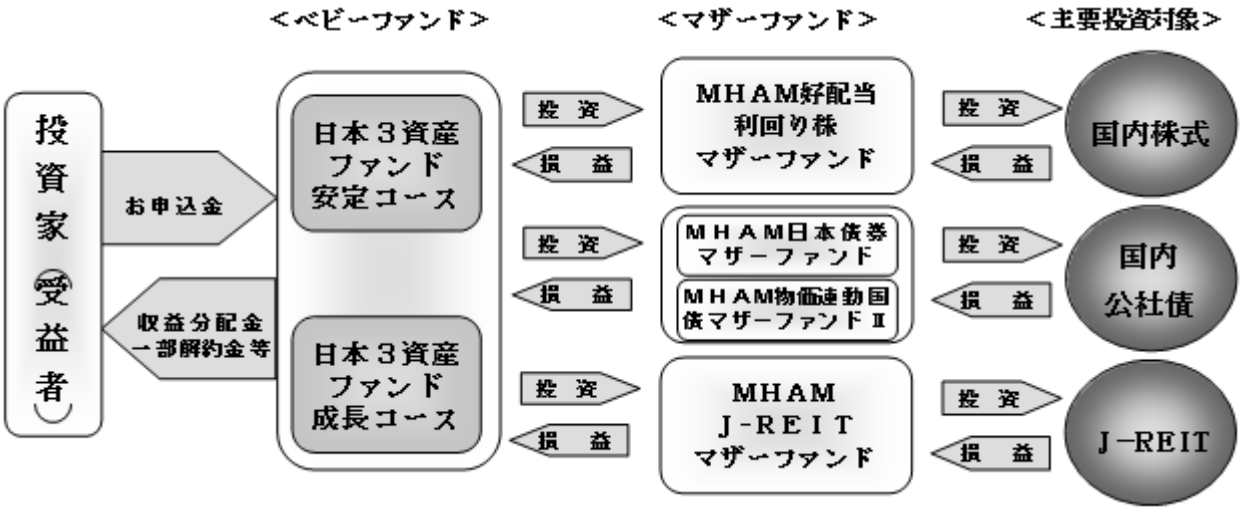

※ ファミリーファンド方式とは、投資家の皆様からお預かりした資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資することにより、その実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。
※ マザーファンドのほかに、株式・公社債・不動産投資信託証券（Ｊ－ＲＥＩＴ）等に直接投資する場合があります。

③ 委託会社の概況

名称：アセットマネジメント0ne株式会社

本店の所在の場所：東京都千代田区丸の内一丁目８番２号

資本金の額

20億円（2020年6月30日現在）

委託会社の沿革

1985年7月1日	会社設立
1998年3月31日	「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得
1998年12月1日	証券投資信託法の改正に伴う証券投資信託委託業のみなし認可
1999年10月1日	第一ライフ投信投資顧問株式会社を存続会社として興銀エヌダブリュ・アセットマネジメント株式会社および日本興業投信株式会社と合併し、社名を興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社とする。
2008年1月1日	「興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社」から「ＤＩＡＭアセットマネジメント株式会社」に商号変更
2016年10月1日	ＤＩＡＭアセットマネジメント株式会社、みずほ投信投資顧問株式会社、新光投信株式会社、みずほ信託銀行株式会社（資産運用部門）が統合し、商号をアセットマネジメント0ne株式会社に変更

大株主の状況

(2020年6月30日現在)

株主名	住所	所有株数	所有比率
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	28,000株※1	70.0%※2
第一生命ホールディングス株式会社	東京都千代田区有楽町一丁目13番1号	12,000株	30.0%※2

※1：Ａ種種類株式（15,510株）を含みます。

※2：普通株式のみの場合の所有比率は、株式会社みずほフィナンシャルグループ51.0%、第一生命ホールディングス株式会社49.0%

2【投資方針】

（1）【投資方針】

① 基本方針

各ファンドは、安定した収益の確保と信託財産の中・長期的な成長を図ることを目標に運用を行います。

② 運用方法

１．主要投資対象

各ファンドは、MHAM好配当利回り株マザーファンド受益証券、MHAM日本債券マザーファンド受益証券、MHAM物価連動国債マザーファンドⅡ受益証券およびMHAM Ｊ－ＲＥＩＴマザーファンド受益証券を主要投資対象とします。このほか、わが国の株式、公社債および不動産投資信託証券等に直接投資することがあります。

２．投資態度

ａ．各ファンドは、主として、MHAM好配当利回り株マザーファンド受益証券、MHAM日本債券マザーファンド受益証券、MHAM物価連動国債マザーファンドⅡ受益証券およびMHAM Ｊ－ＲＥＩＴマザーファンド受益証券への投資を通じて、わが国の株式、公社債および不動産投資信託証券への分散投資を行い、安定した収益の確保を図るとともに、信託財産の中・長期的な成長を目指します。

ｂ．各ファンドにおける各マザーファンド受益証券への投資配分については、後記「③ 各ファンドの投資プロセス １．各マザーファンドへの投資配分比率」に記載の配分比率で行うことを基本とします。

ｃ．各ファンドにおけるマザーファンド受益証券への投資比率は、高位を維持することを基本とします。

ｄ．「成長コース」における非株式(株式以外の資産)への実質投資割合※は、原則として信託財産総額の75%以下とします。

※ 「実質投資割合」とは、投資対象である当該資産につき、当ファンドの信託財産に属する当該資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該資産のうち当ファンドの信託財産に属するとみなした額との合計額の当ファンドの信託財産総額または信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。(以下同じ。)

ｅ．市況動向やファンドの資金事情等によっては、上記のような運用が行われないことがあります。

③　各ファンドの投資プロセス

１．各マザーファンドへの投資配分比率

各ファンドの、各マザーファンドへの投資配分は、原則として、以下の比率を基本とします。

（上段は基本配分比率、下段は調整範囲）

マザーファンド	主要投資対象	安定コース	成長コース
ＭＨＡＭ好配当利回り株マザーファンド	わが国の株式	30%	50%
		±５%	±10%
ＭＨＡＭ日本債券マザーファンドおよびＭＨＡＭ物価連動国債マザーファンドⅡ	わが国の公社債	40%＊	20%＊
		±10%＊	±５%＊
ＭＨＡＭ　Ｊ－ＲＥＩＴマザーファンド	わが国の不動産投資信託証券	30%	30%
		±５%	±５%

※ 各マザーファンドへの投資配分（わが国の公社債を主要投資対象とするマザーファンドについては、２つのマザーファンドの合計比率）については、原則として上記の基本配分比率とします。ただし、追加設定・解約などの各ファンドの資金状況および各マザーファンドを通じて投資を行う各資産の市況動向等によっては、基本配分比率に対し、調整範囲内で投資配分比率を調整する場合があります。

※ 基本配分比率へのリバランスは随時行います。

＊ ＭＨＡＭ日本債券マザーファンドおよびＭＨＡＭ物価連動国債マザーファンドⅡへの配分はその合計比率において上記の比率により投資・調整するものとし、その配分比率の内訳は、マクロ経済分析、わが国の物価連動国債市場分析等を基に決定します。ただし、ＭＨＡＭ物価連動国債マザーファンドⅡへの配分比率は、ＭＨＡＭ日本債券マザーファンドへの配分比率を原則として上回りません。（配分比率の内訳については今後変更となる場合があります。）

２．各マザーファンドの投資プロセス

＜MHAM好配当利回り株マザーファンドが行うわが国の株式への投資プロセス＞

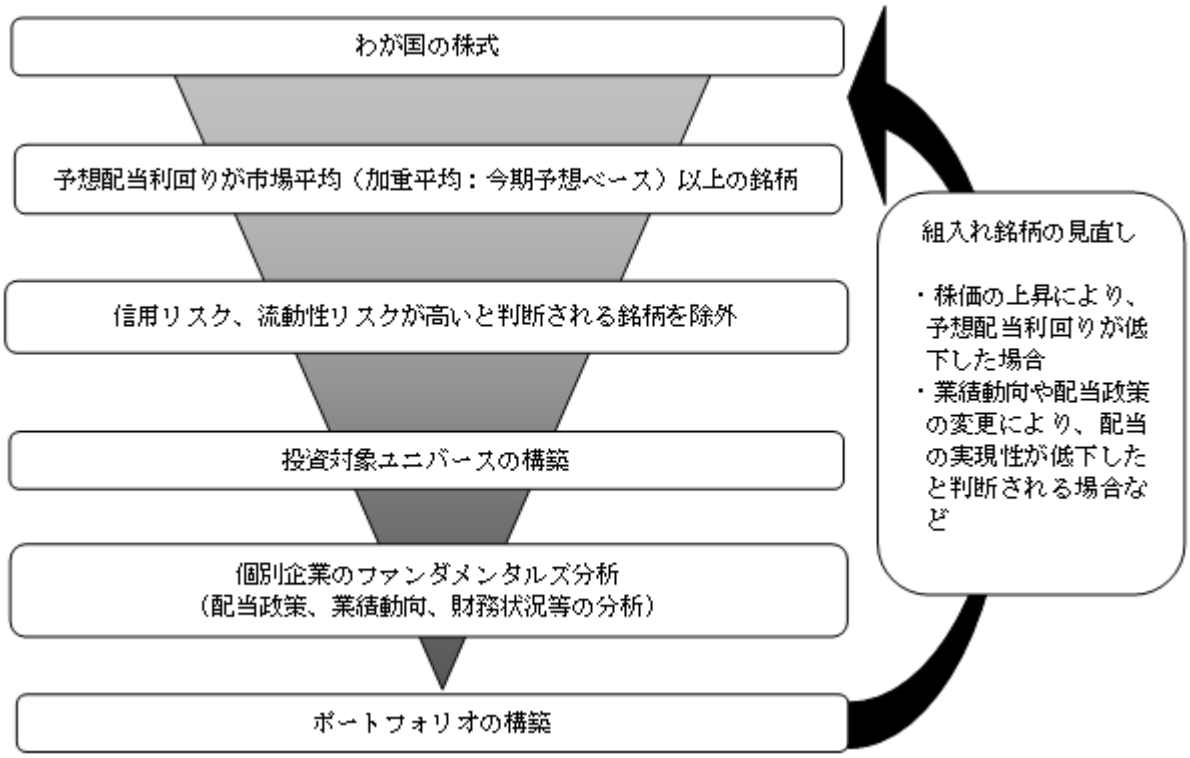

１．わが国の株式を対象に、予想配当利回りが東京証券取引所第一部の市場平均(加重平均、今期予想ベース)以上の銘柄を選びます。

２．財務分析等を行い、信用リスクが高いと判断される銘柄を投資対象候補から除外します。さらに、平均売買代金データなどを参考に、流動性リスクが高いと判断される銘柄を投資対象候補から除外します。

３．１．および２．のプロセスを経て絞り込まれた銘柄群を投資対象ユニバースとして、下記の点を勘案しつつ、高水準かつ安定的な配当が予想される銘柄を厳選し投資します。

ａ．企業業績動向等に留意し、安定的な配当が継続される（減配・無配転落リスクが小さい）と判断できる銘柄。

ｂ．今後、増配が期待できる銘柄。

ｃ．財務内容が健全であると判断できる銘柄。

ｄ．流動性がある（円滑な売買取引が可能）と判断できる銘柄。

４．充分な銘柄分散に留意しつつ、ポートフォリオを構築します。

５．４．で構築されたポートフォリオの組入れ銘柄のうち、株価の上昇により予想配当利回りが低下した銘柄や、業績動向、配当政策の変更により、配当の実現性が低下したと判断される銘柄などは、当該銘柄を売却し新たな組入れ銘柄の選別を行います。

※上記のプロセスは、今後変更される場合があります。

＜MHAM日本債券マザーファンドが行うわが国の公社債への投資プロセス＞

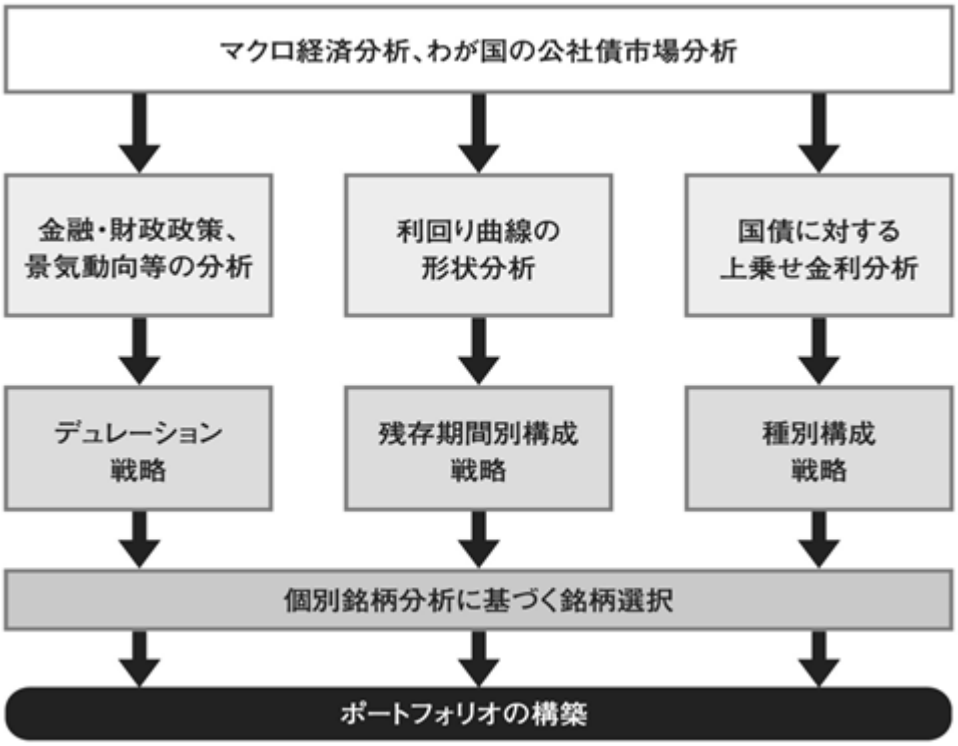

1．当マザーファンドの運用は、投資環境会議によるマクロ経済分析、投資方針会議による公社債市場分析を基に行われます。
2．マクロ経済予測を前提に市場予測等を行い、これに基づきデュレーション戦略(ポートフォリオ全体のデュレーションをどの程度の長さにするか＝金利変動リスクをどの程度とるか)、残存期間別構成戦略(償還までの期間がどの程度の長さの公社債に投資の重点を置くか)、種別構成戦略(国債・事業債など、それぞれの種別の公社債にどの程度投資するか)をそれぞれ策定します。
3．以上のプロセスにより決定された３つの戦略を基に、当マザーファンドに組み入れる銘柄を決定し、ポートフォリオを構築します。個別銘柄の選択にあたっては、割高・割安の分析に加え、信用リスク・流動性リスクを十分に勘案します。

◆　当マザーファンドは、原則として、BBB格相当以上の格付けを有する公社債を投資対象とします。

※上記のプロセスは、今後変更される場合があります。

＜ＭＨＡＭ物価連動国債マザーファンドⅡが行うわが国の公社債への投資プロセス＞

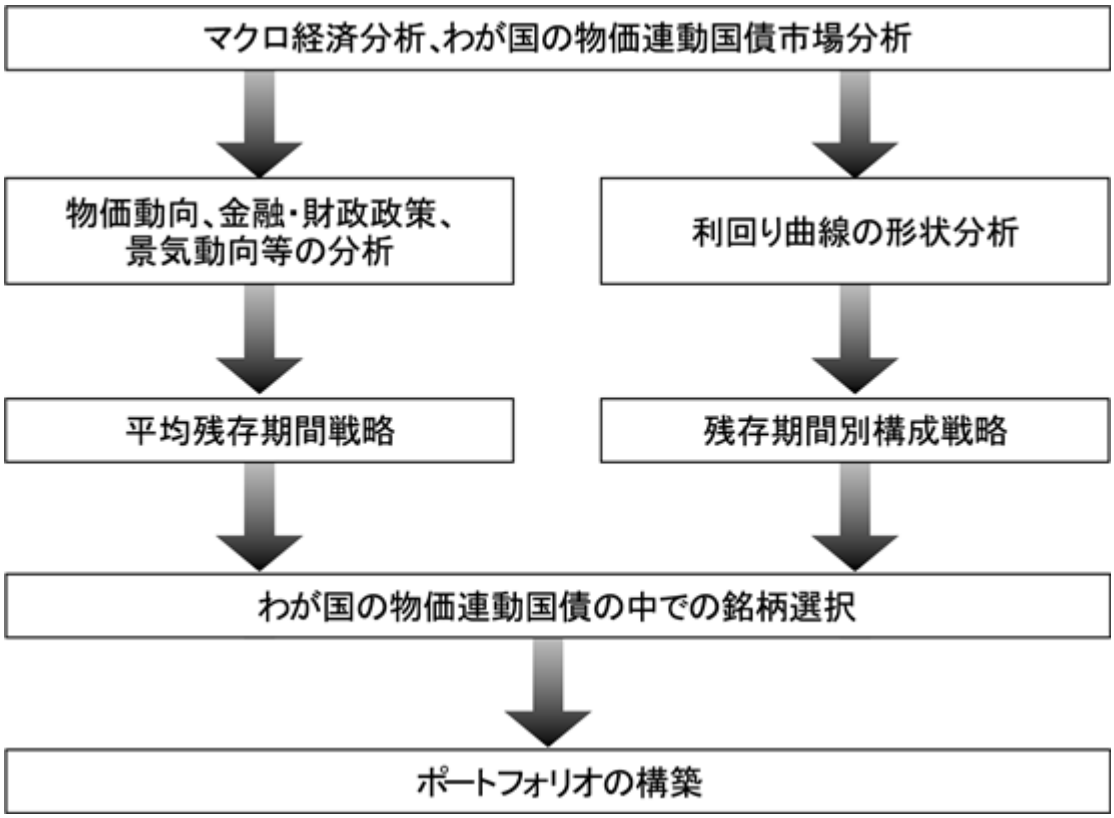

１．当マザーファンドの運用は、投資環境会議によるマクロ経済分析、投資方針会議による公社債市場分析を基に行われます。

２．マクロ経済予測を前提に市場予測等を行い、これに基づき平均残存期間戦略(組入公社債の平均残存期間をどの程度の長さにするか＝金利変動リスクをどの程度とるか)、残存期間別構成戦略(償還までの期間がどの程度の長さの物価連動国債に投資の重点を置くか)を策定します。

３．以上のプロセスにより決定された戦略を基に、当マザーファンドに組み入れる銘柄を決定し、ポートフォリオを構築します。

※上記のプロセスは、今後変更される場合があります。

＜MHAM Ｊ－ＲＥＩＴマザーファンドが行うわが国の不動産投資信託証券への投資プロセス＞

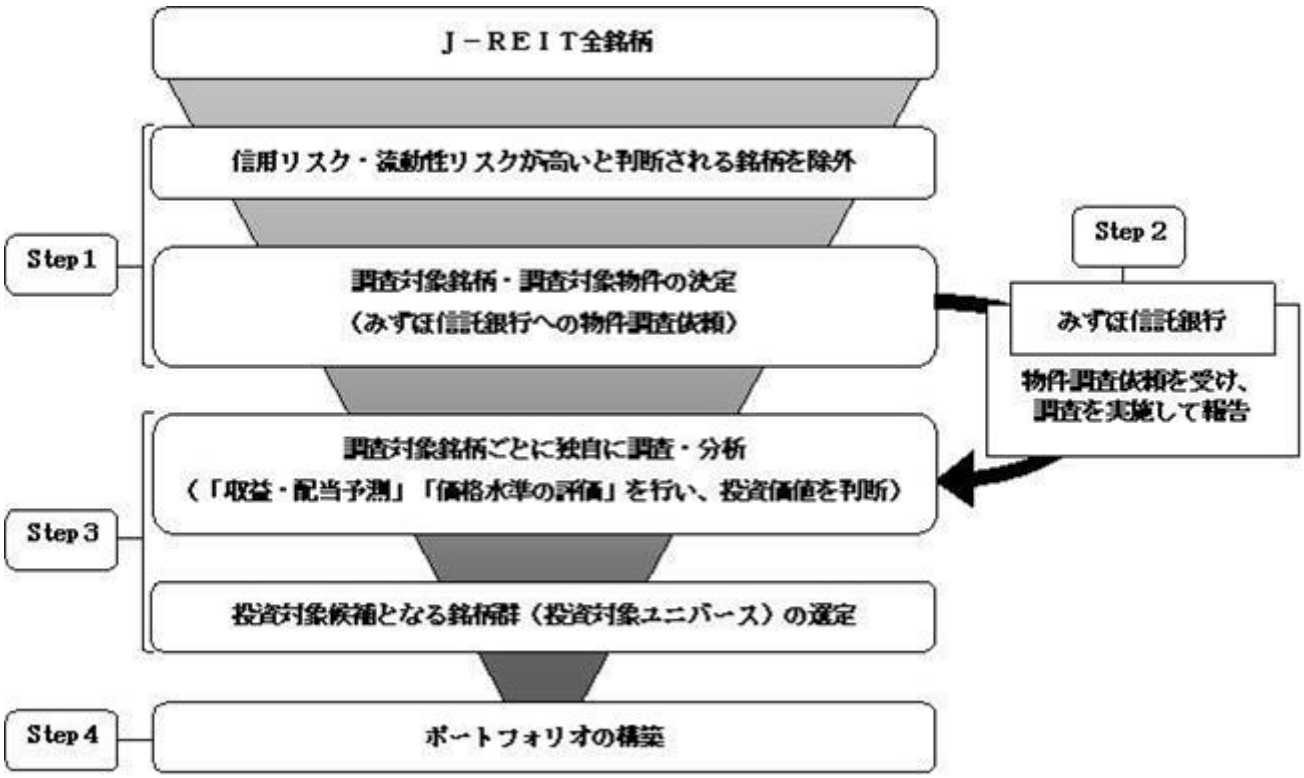

Step１．委託会社であるアセットマネジメントOne株式会社は、財務データ分析等に基づき、不動産投資信託証券（Ｊ－ＲＥＩＴ）の各銘柄のうち信用リスクが高いと判断される銘柄を除外します。また、各銘柄の時価総額や平均売買代金データなどを参考に、流動性リスクが高いと判断される銘柄を除外します。

委託会社は、こうして決定された調査対象銘柄が保有する不動産物件のうち、調査を要すると判断される物件を特定し、みずほ信託銀行に調査を依頼します。

Step２．依頼を受けたみずほ信託銀行では、原則として個別物件ごとに調査を実施して、これを委託会社に報告します。

Step３．みずほ信託銀行からの調査報告も参考にし、委託会社は当マザーファンド運用チームにて独自に各調査対象銘柄の調査・分析を実施し、収益・配当予測を行います。また、各銘柄の理論価格を算出して現在の価格と比較することも含め、各種指標に基づく価格水準の評価を行います。なお、こうした価格水準の評価には、委託会社独自の分析手法を用います。

以上の組織的なプロセスを経て、委託会社は、各銘柄の投資価値を判断し、投資対象候補となる銘柄群(投資対象ユニバース)を選定します。

Step４．当マザーファンド運用チームは主に投資対象ユニバースの中から、配当の水準・安定性等を勘案して組入銘柄を選択し、銘柄ごとの組入比率を決定した上で、ポートフォリオを構築します。

◆　みずほ信託銀行は、委託会社と締結した投資助言契約に基づき、委託会社に対し、不動産投資信託証券が投資する不動産(投資予定の不動産を含みます。)に関し委託会社と合意した物件を調査の上、当該不動産の価値に関する助言を継続的に行います。

※上記のプロセスは、今後変更される場合があります。

（２）【投資対象】

①　投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

１．次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。)

ａ．有価証券

ｂ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、約款第29条、第30条および第31条に定めるものに限ります。）

ｃ．金銭債権

ｄ．約束手形(ａ.に掲げるものに該当するものを除きます。)

２．次に掲げる特定資産以外の資産

ａ．為替手形

②　有価証券の指図範囲

委託会社は、信託金を、主として、１．から４．までのアセットマネジメントOne株式会社を委託会社とし、みずほ信託銀行株式会社を受託会社として締結された親投資信託（総称し、以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券（以下「マザーファンド受益証券」といいます。）および５．から26．までの有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

１．MHAM好配当利回り株マザーファンド受益証券

２．MHAM日本債券マザーファンド受益証券

３．MHAM物価連動国債マザーファンドⅡ受益証券

４．MHAM Ｊ－ＲＥＩＴマザーファンド受益証券

５．株券または新株引受権証書

６．国債証券

７．地方債証券

８．特別の法律により法人が発行する債券

９．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

10．資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）

11．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます。）

12．協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。）

13．資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第２条第１項第８号で定めるものをいいます。）

14．コマーシャル・ペーパー

15．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

16．外国または外国の者の発行する証券または証書で、１．から15．の証券または証書の性質を有するもの

17. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。ただし、１．から４．に定めるものを除きます。）
18. 投資証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）
19. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。）
20. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第２条第１項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
21. 預託証書（金融商品取引法第２条第１項第20号で定めるものをいいます。）
22. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
23. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
24. 抵当証券（金融商品取引法第２条第１項第16号で定めるものをいいます。）
25. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
26. 外国の者に対する権利で25.の有価証券の性質を有するもの

なお、５．の証券または証書、16．ならびに21．の証券または証書のうち５．の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、６．から10．までの証券および16．ならびに21．の証券または証書のうち６．から10．までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、17．の証券および18．の証券（投資法人債券および外国投資証券で投資法人債券に類する証券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

③　金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。また、②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を以下に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

１．預金
２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
３．コール・ローン
４．手形割引市場において売買される手形
５．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの
６．外国の者に対する権利で５.の権利の性質を有するもの

（３）【運用体制】

ａ．ファンドの運用体制

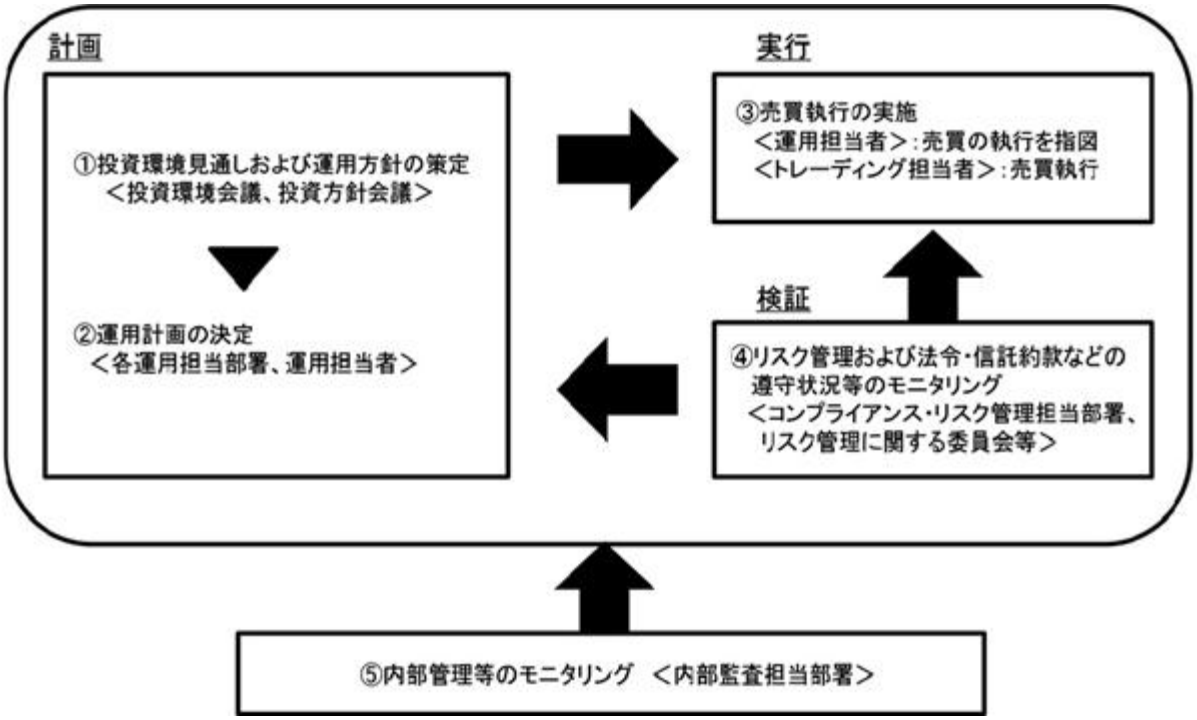

① 投資環境見通しおよび運用方針の策定

経済環境見通し、資産別市場見通し、資産配分方針および資産別運用方針は月次で開催する「投資環境会議」および「投資方針会議」にて協議、策定致します。これらの会議は運用本部長・副本部長、運用グループ長等で構成されます。

② 運用計画の決定

各ファンドの運用は「投資環境会議」および「投資方針会議」における協議の内容を踏まえて、ファンド毎に個別に任命された運用担当者が行います。運用担当者は月次で運用計画書を作成し、運用本部長の承認を受けます。運用担当者は承認を受けた運用計画に基づき、運用を行います。

③ 売買執行の実施

運用担当者は、売買計画に基づいて売買の執行を指図します。トレーディング担当者は、最良執行をめざして売買の執行を行います。

④ モニタリング

運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署（60～70人程度）は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施し、必要に応じて対応を指示します。

定期的に開催されるリスク管理に関する委員会等において運用リスク管理状況、運用実績、法令・信託約款などの遵守状況等について検証・報告を行います。

⑤ 内部管理等のモニタリング

内部監査担当部署（10～20人程度）が運用、管理等に関する業務執行の適正性・妥当性・効率性等の観点からモニタリングを実施します。

ｂ．ファンドの関係法人に関する管理

ファンドの関係法人である受託会社に対して、その業務に関する委託会社の管理担当部署は、内部統制に関する外部監査人による報告書等の定期的な提出を求め、必要に応じて具体的な事項に関するヒアリングを行う等の方法により、適切な業務執行体制にあることを確認します。

ｃ．運用体制に関する社内規則

運用体制に関する社内規則として運用管理規程および職務責任権限規程等を設けており、運用担当者の任務と権限の範囲を明示するほか、各投資対象の取り扱いに関して基準を設け、ファンドの商品性に則った適切な運用の実現を図ります。

また、売買執行、投資信託財産管理および法令遵守チェック等に関する各々の規程・内規を定めています。

※運用体制は2020年6月30日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

※上記体制は、マザーファンドを通じた実質的な運用体制を記載しております。

（４）【分配方針】

① 収益分配方針

第３期以降の毎決算期末(原則として毎月10日。ただし、休業日の場合は翌日以降の最初の営業日)に、原則として次の通り収益分配を行う方針です。

１．分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益（繰越分およびマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち、信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）を含みます。）および売買益（評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額をいいます。以下同じ。）等の全額とします。

２．分配金額は、分配対象収益の範囲のうち、原則として利子・配当収入相当分を中心に安定した収益分配を行うとともに、売買益等についても継続的に分配を行う基本方針のもと、委託会社が基準価額の水準、市況動向等を勘案して決定するものとします。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

３．収益分配に充てなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

※「原則として利子・配当収入相当分を中心に、安定した収益分配を行うとともに、売買益等についても継続的に分配を行うことを目指す」方針としていますが、これは、運用による収益が安定したものになることや基準価額が安定的に推移すること等を示唆するものではありません。また、基準価額の水準、運用の状況等によっては安定分配とならない場合があることにご留意ください。

※ 将来の収益分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

②　収益分配金の支払い

１．収益分配金は、原則として毎計算期間終了日から起算して５営業日までに販売会社において支払いが開始されます。

２．収益分配金の再投資に関する契約に基づいて収益分配金を再投資することにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

※ 収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に対し、お支払いします。

収益分配金に関する留意事項

◆投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。

投資信託から分配金が支払われるイメージ

◆分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。
また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配金額と基準価額の関係（イメージ）

分配金は、分配方針に基づき、以下の分配対象額から支払われます。

①配当等収益（経費控除後）、②有価証券売買益・評価益（経費控除後）、③分配準備積立金、④収益調整金

計算期間中に発生した収益の中から支払われる場合　　**計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合**

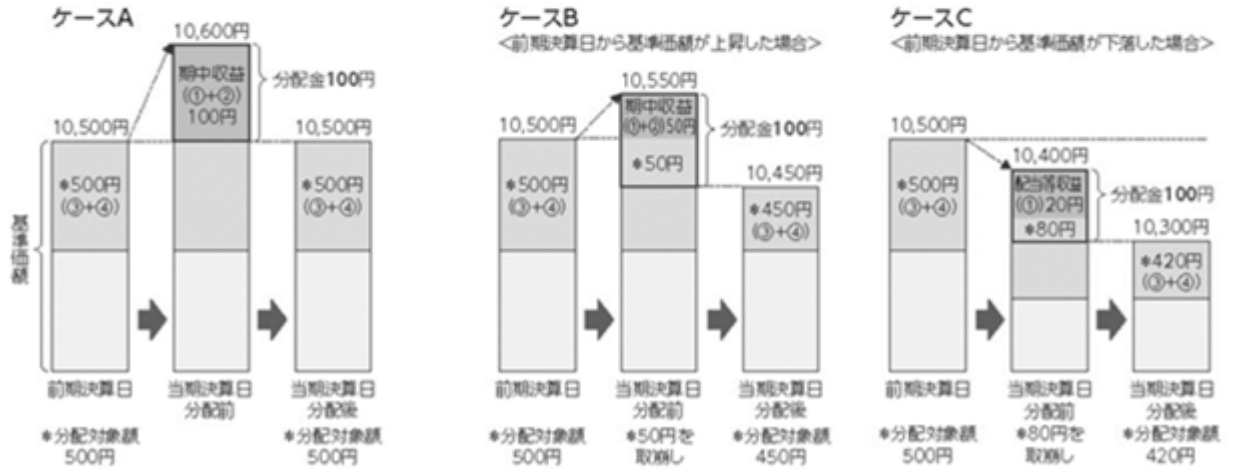

上図のそれぞれのケースにおいて、前期決算日から当期決算日まで保有した場合の損益を見ると、次の通りとなります。

ケースA：分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差0円=100円
ケースB：分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲50円=50円
ケースC：分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲200円=▲100円

★A、B、Cのケースにおいては、分配金受取額はすべて同額ですが、基準価額の増減により、投資信託の損益状況はそれぞれ異なった結果となっています。このように、投資信託の収益については、分配金だけに注目するのではなく、「分配金の受取額」と「投資信託の基準価額の増減額」の合計額でご判断ください。
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではないのでご留意ください。

◆投資者（受益者）のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合　　**分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合**

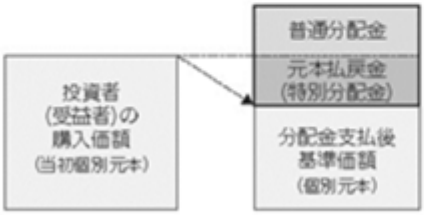

※元本払戻金（特別分配金）は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金（特別分配金）部分は、非課税扱いとなります。

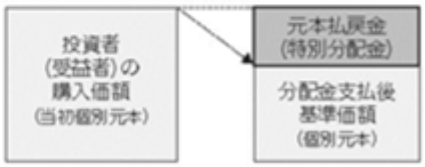

普通分配金　　：個別元本（投資者（受益者）のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。
元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者（受益者）の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

（５）【投資制限】

a. 約款で定める投資制限

① 株式、新株引受権証券および新株予約権証券(約款 運用の基本方針 運用方法 (3) 投資制限、約款第22条、約款第25条および約款第26条)

「安定コース」

１．委託会社は、株式への実質投資割合※が、信託財産の純資産総額の100分の45を超えることとなる投資の指図をしません。

※ 「実質投資割合」とは、投資対象である当該資産につき、各ファンドの信託財産に属する当該資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該資産のうち各ファンドの信託財産に属するとみなした額との合計額の各ファンドの信託財産の純資産総額または信託財産総額に対する割合をいいます。(以下同じ。)

２．委託会社は、同一銘柄の株式への実質投資割合が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

３．委託会社は、取得時において新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

４．委託会社は、同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

５．委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所（「証券取引所」とは、金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場（以下「取引所」といいます。）のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第８項第３号もしくは同項第５号の取引を行う市場および当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。）に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。なお、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

「成長コース」

１．委託会社は、株式への実質投資割合が、信託財産の純資産総額の100分の65を超えることとなる投資の指図をしません。

２．委託会社は、同一銘柄の株式への実質投資割合が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

３．委託会社は、取得時において新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

４．委託会社は、同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

５．委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。なお、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

「成長コース」

② 非株式(約款 運用の基本方針 運用方法 (2) 投資態度)

非株式(株式以外の資産)への実質投資割合は、原則として信託財産総額の100分の75を超えないものとします。

〈以下各コース共通〉

③ 外貨建資産(約款 運用の基本方針 運用方法 (3) 投資制限)

外貨建資産への投資は行いません。

④ 投資信託証券(約款第22条)

委託会社は、投資信託証券(マザーファンド受益証券を除きます。)への投資割合が、信託財産の純資産総額の100分の５を超えることとなる投資の指図をしません。

※ 投資信託証券への投資割合は、マザーファンド受益証券およびMHAM Ｊ－ＲＥＩＴマザーファンドが組み入れる投資信託証券を除く実質投資割合において、信託財産の純資産総額の５％以下とします。

⑤ 転換社債等(約款第27条)

委託会社は、同一銘柄の転換社債、ならびに同一銘柄の新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

⑥ 信用取引(約款第28条)

１．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

２．信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

ａ．信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券

ｂ．株式分割により取得する株券

ｃ．有償増資により取得する株券

ｄ．売出しにより取得する株券

ｅ．信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。)の行使により取得可能な株券

ｆ．信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権(前記ｅ.に定めるものを除きます。)の行使により取得可能な株券

⑦ 信用リスク集中回避のための投資制限(約款第28条の1の2)

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則と

してそれぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

⑧　デリバティブ取引等(約款第28条の２)

委託会社は、デリバティブ取引等（デリバティブ取引とは、金融商品取引法第２条第20 項に規定するものをいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引、選択権付債券売買および商品投資等取引（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第３条第10 号に規定するものをいいます。）を含みます。以下「デリバティブ取引等」といいます（ただし、この信託において取引可能なものに限ります。以下同じ。）。）について、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

⑨　有価証券先物取引等(約款第29条)

１．委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるわが国の有価証券にかかるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。（以下同じ。）

ａ．先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象有価証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象有価証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。

ｂ．先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（信託財産の組入ヘッジ対象有価証券とマザーファンドの組入ヘッジ対象有価証券のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める組入ヘッジ対象有価証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）を差引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権および組入抵当証券の利払金および償還金とマザーファンドが限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権および組入抵当証券の利払金および償還金のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権および組入抵当証券の利払金および償還金の割合を乗じて得た額をいいます。）とを加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等、ならびに(2)投資対象③ 1.から4.に掲げる金融商品で運用している額(以下「金融商品運用額」といいます。)とマザーファンドが限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに金融商品運用額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるマザーファンドが限月までに受取る組入

有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに金融商品運用額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。

ｃ．コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、1.および2.で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の５％を上回らない範囲内とします。

２．委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるわが国の金利にかかるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、現物オプション取引は預金に限るものとします。

ａ．先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額がヘッジの対象とする金利商品（信託財産が１年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに(2)投資対象③ 1.から4.に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象金利商品の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。

ｂ．先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに金融商品運用額とマザーファンドが限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに金融商品運用額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるマザーファンドが限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに金融商品運用額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。

ｃ．コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の５％を上回らない範囲内とし、かつ1.および2.で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の５％を上回らない範囲内とします。

⑩　スワップ取引(約款第30条)

１．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または価格変動リスクを回避するために、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

２．スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期間が、原則として各ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

３．スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、当該純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

４．前記３．においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

５．スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

６．委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入が必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入の指図を行うものとします。

⑪　金利先渡取引（約款第31条）

１．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するために、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。

２．金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として各ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

３．金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。以下同じ。）が、信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額」といいます。以下同じ。）を超えないものとします。なお信託財産の一部解約等の事由により、当該ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

４．前記３.においてマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

５．金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

６．委託会社は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入が必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入の指図を行うものとします。

⑫　有価証券の貸付(約款第32条)

1．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を以下の範囲内で貸付の指図をすることができます。

a. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

b. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

2．前記1.に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

3．委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

⑬　公社債の借入れ(約款第33条)

1．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

2．前記1.の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

3．信託財産の一部解約等の事由により、前記2.の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

4．前記1.の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

⑭　資金の借入れ(約款第40条)

1．委託会社は、信託財産の効率的な運用および運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

2．一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を上回らない範囲内とします。

3．収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

4．借入金の利息は信託財産中より支弁します。

ｂ．法令で定める投資制限

○　同一の法人の発行する株式の取得割合（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

〈 参考 〉各マザーファンドの投資方針および主な投資制限

Ⅰ「ＭＨＡＭ好配当利回り株マザーファンド」

１．基本方針

この投資信託は、株式への投資により、高水準の配当収入の確保と、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

２．運用方法

(1) 投資対象

わが国の金融商品取引所（金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所をいいます。以下同じ。）に上場されている株式および店頭登録されている株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 主としてわが国の株式(金融商品取引所上場および店頭登録)のうち、予想配当利回りが市場平均と比較して高いと判断される銘柄を中心に投資を行い、高水準の配当収入の確保を図るとともに、中長期的な株価の値上がり益の獲得を目指します。

② 銘柄の選定にあたっては、業績動向、財務内容の健全性、流動性等に留意し、今後安定的な配当が予想され、かつ、円滑な売買取引が可能と判断される銘柄を中心に選別します。

③ 株式への投資比率は、原則として高位を維持します。

④ 非株式(株式以外の資産)への投資割合は、原則として信託財産総額の50%以下とします。

⑤ 市況動向やファンドの資金事情等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 主な投資制限

① 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合には、制限を設けません。

② 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。

③ 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

④ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

⑤ 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

⑥ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の５%以下とします。

⑦ 外貨建資産への投資は行いません。

⑧ 有価証券先物取引等は約款第23条の規定の範囲で行います。

⑨ スワップ取引は、約款第24条の規定の範囲で行います。

⑩ 金利先渡取引は、約款第25条の規定の範囲で行います。

⑪ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

Ⅱ「ＭＨＡＭ日本債券マザーファンド」

１．基本方針

この投資信託は、信託財産の中・長期的な成長を図ることを目標に運用を行います。

２．運用方法

(1) 投資対象

わが国の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① わが国の公社債に投資を行い、ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ総合※を、中・長期的に上回る運用成果を目指します。

※「NOMURA-BPI総合」は、野村證券株式会社が国内で発行された公募利付債券の市場全体の動向を表すために開発した経過利子込時価総額加重型の投資収益指数です。同指数の知的財産権その他一切の権利は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

② 原則として、BBB格相当（法令で定める信用格付業者等（金融商品取引法第２条第36項に規定する信用格付業者および金融商品取引業等に関する内閣府令第116条の３第２項に規定する特定関係法人をいいます。）から取得したもの）以上の格付けを有する公社債を投資対象とします。

③ マクロ経済および市場動向を分析した上で、デュレーション分析、個別銘柄分析等を行い投資戦略を決定します。

④ 公社債の組入比率は、原則として高位を維持します。

⑤ 市況動向やファンドの資金事情等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 主な投資制限

① 株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得したものに限り、投資割合は信託財産の純資産総額の10%以下とします。

② 外貨建資産への投資は行いません。

③ 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

④ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

⑤ 有価証券先物取引等は、約款第14条の範囲で行います。

⑥ スワップ取引は、約款第15条の範囲で行います。

⑦ 金利先渡取引は、約款第16条の範囲で行います。

⑧ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

Ⅲ「ＭＨＡＭ物価連動国債マザーファンドⅡ」

１．基本方針

この投資信託は、安定した収益の確保と信託財産の中・長期的な成長を図ることを目標に運用を行います。

２．運用方法

(1) 投資対象

主としてわが国の物価連動国債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 主としてわが国の物価連動国債に投資を行い、将来のインフレリスクをヘッジし、実質的な資産価値の保全を図りつつ、安定した収益の確保と信託財産の中・長期的な成長を目指します。

② 物価連動国債を中心とした公社債の平均残存期間は、７年±３年程度を基本とします。

※物価連動国債の発行状況によっては、上記の平均残存期間の範囲に沿った運用が困難となる場合があります。

③ 公社債の組入比率は、高位を保つことを基本とします。

④ 市況動向やファンドの資金事情等（わが国の物価連動国債の新規発行が停止され、新たな発行が行われない状態である場合を含みます。）によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 主な投資制限

① 株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得したものに限り、投資割合は信託財産の純資産総額の10%以下とします。

② 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

③ 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

④ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

⑤ 外貨建資産への投資は行いません。

⑥ 有価証券先物取引等は、約款第22条の範囲で行います。

⑦ スワップ取引は、約款第23条の範囲で行います。

⑧ 金利先渡取引は、約款第24条の範囲で行います。

⑨ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

Ⅳ「ＭＨＡＭ Ｊ－ＲＥＩＴマザーファンド」

１．基本方針

この投資信託は、安定した収益の確保と、信託財産の中・長期的な成長を目指して運用を行います。

２．運用方法

(1) 投資対象

主としてわが国の金融商品取引所および金融商品取引所に準ずる市場に上場している（上場予定を含みます。）不動産等および不動産等を主たる投資対象とする資産対応証券等に投資する投資信託証券（（投資法人および外国投資法人の投資証券（投資信託および外国投資信託の受益証券を含みます。）。以下同じ。）以下「不動産投資信託証券」といいます。）を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① わが国の金融商品取引所および金融商品取引所に準ずる市場に上場している（上場予定を含みます。）不動産投資信託証券を主要投資対象とし、安定した収益の確保と、信託財産の中・長期的な成長を目指します。

② 不動産投資信託証券への投資にあたっては、各銘柄の信用リスク、流動性リスク等を勘案した上で、各銘柄の収益・配当等の予想に基づき、銘柄選択を行います。

③ 不動産投資信託証券への投資は、原則として高位を維持することを基本とします。

④ 市況動向やファンドの資金事情等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 主な投資制限

① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

② 同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の30%を超えないものとします。

③ 株式への投資は行いません。

④ 外貨建資産への投資は行いません。

⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対するエクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として35%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

３【投資リスク】

(1) 各ファンドにおける主として想定されるリスクと収益性に与える影響度合い

・各ファンドは、主としてＭＨＡＭ好配当利回り株マザーファンド受益証券、ＭＨＡＭ日本債券マザーファンド受益証券、ＭＨＡＭ物価連動国債マザーファンドⅡ受益証券およびＭＨＡＭ Ｊ－ＲＥＩＴマザーファンド受益証券への投資を通じて値動きのある有価証券等に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。したがって、元本や一定の投資成果が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。

・運用により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者の皆様に帰属します。

・投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

・登録金融機関が取扱う投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。

・投資信託は預貯金とは異なります。

・各ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の６の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

各ファンドにおいて主として想定されるリスクは以下の通りですが、基準価額の変動要因はこれらに限定されるものではありません。なお、以下のリスクは、主にマザーファンドを通じて各ファンドが行う有価証券等への投資により発生します。

① 資産配分リスク

資産配分比率が高い資産の価値が下落した場合や、複数または全ての資産の価値が同時に下落した場合等は、基準価額の下落要因となります。

資産配分リスクとは、複数資産への投資(資産配分)を行った場合に、投資成果の悪い資産への配分が大きかったため、投資全体の成果も悪くなってしまうリスクをいいます。一般に、投資に際して資産配分を行う場合には、そのうちの１資産の価値変動が投資全体の成果に及ぼす影響度合いを小さくする効果が期待されますが、その場合にも、それぞれの資産の価値変動は、当該資産への資産配分の比率に応じて、投資全体の成果に影響を及ぼします。各ファンドでは、わが国の株式、公社債および不動産投資信託証券に資産配分を行いますが、配分比率が高い資産の価値が下落した場合や、複数の資産の価値が同時に下落した場合等には、各ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

② 株価変動リスク

投資する企業の株価の下落は、基準価額の下落要因となります。

株価変動リスクとは、株式市場および投資先となっている企業の株価が下落するリスクをいいます。各ファンドが投資する企業の株価が下落した場合には、各ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、各ファンドが投資する企業が業績悪化や倒産等に陥った場合には、当該企業の株価が大きく下落することや無くなることがあり、各ファンドの基準価額に大きな影響を及ぼすことがあります。

また、各ファンドはわが国の株式への投資に際して、主として配当利回りが高いと予想される銘柄に投資を行いますので、業種配分等の構成比率がわが国の株式市場における構成比率と大きく異なる場合があります。そのため、各ファンドの株式運用部分の値動きは、わが国の株式市場の全体の動き(例えば、東証株価指数など)とは大きく異なることがあります。

③　金利変動リスク

金利の上昇は、基準価額の下落要因等となります。

金利変動リスクとは、金利変動により保有する資産の価格が下落するリスクをいいます。一般に金利が上昇した場合には、既に発行されて流通している公社債の価格は下落します。金利上昇は、各ファンドが投資する公社債の価格に影響を及ぼし、各ファンドの基準価額を下落させる要因となります。また、各ファンドが投資する不動産投資信託証券の発行体が資金の借入れを行っている場合、金利上昇は、支払利息の増加を通じて当該不動産投資信託証券の発行体の利益を減少させることがあり、各ファンドの基準価額を下落させる要因、あるいは各ファンドの分配金の水準を低下させる要因となる可能性があります。金利変動は、株式・公社債・不動産投資信託証券などの各資産への投資の相対的魅力度を変化させるため、金利変動により各資産の市場の間で資金移動が起こる場合があります。

④　不動産投資信託証券の価格変動リスク

不動産投資信託証券の価格の下落は、基準価額の下落要因となります。

不動産投資信託証券の価格変動リスクとは、不動産投資信託証券の市場価格が下落するリスクをいいます。各ファンドが投資する不動産投資信託証券の市場価格が下落した場合には、各ファンドの基準価額が下落する要因となります。不動産投資信託証券の市場価格は、市場における需給関係(売り注文と買い注文のバランス)により変動します。また、こうした需給関係は、経済、不動産市況、金利、不動産投資信託証券の発行体の財務状況や収益状況、不動産投資信託が保有する不動産とその状況など様々な要因により変化します。なお、こうした要因の１つとして、自然災害や人的災害など予測不可能な事態の発生による保有不動産の滅失・損壊等も、不動産投資信託証券の市場価格を下落させる要因となり得ます。

⑤　信用リスク

投資する有価証券の発行者の財政難・経営不安・倒産等の発生は、基準価額の下落要因となります。

信用リスクとは、公社債等の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利息や償還金を予め決められた条件で支払うことができなくなる(債務不履行)リスクをいいます。一般に債務不履行が生じた場合、またはその可能性が高まった場合には、当該発行体が発行する公社債および短期金融商品(コマーシャル・ペーパー等)の価格は下落します。また、当該発行体が企業の場合には、一般にその企業の株価が下落する要因となります。各ファンドが投資する株式の発行企業および不動産投資信託証券や公社債等の発行体がこうした状況に陥った場合には、各ファンドの基準価額が下落する要因となる可能性があります。

⑥　物価連動国債にかかる物価変動リスク

物価の下落は、基準価額の下落要因となります。

物価連動国債にかかる物価変動リスクとは、物価変動により、物価連動国債の価格が変動するリスクをいいます。

物価の上昇は、各ファンドが投資する物価連動国債の価格にプラスの影響を及ぼし、各ファンドの基準価額を上昇させる要因となります。一方、物価の下落は、各ファンドが投資する物価連動国債の価格にマイナスの影響を及ぼし、各ファンドの基準価額を下落させる要因となります。また、将来の物価変動に対する市場予想の変動も、物価連動国債の市場価格に影響を及ぼします。

⑦　流動性リスク

投資資産の市場規模が小さいことなどで希望する価格で売買できない場合は、基準価額の下落要因となります。

流動性リスクとは、有価証券を売却(または購入)しようとする際に、需要(または供給)がないため、有価証券を希望する時期に、希望する価格で売却(または購入)することができなくなるリスクをいいます。一般に規模が小さい市場での売買や、取引量の少ない有価証券の売買にあたっては、流動性リスクへの留意が特に必要とされます。また、一般に市場を取り巻く外部環境の急変があった場合には、市場実勢価格での売買ができなくなる可能性が高まります。各ファンドが投資する株式・公社債・不動産投資信託証券等の流動性が損なわれた場合には、各ファンドの基準価額が下落する要因となる可能性があります。

＜その他＞

・有価証券の貸付等においては、取引相手先の倒産等による決済不履行リスクを伴います。
・各ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。当該方式は、運用の効率化に資するものですが、一方で、各ファンドが主要投資対象とするマザーファンドに対し、他のベビーファンドにより多額の追加設定・一部解約等がなされた場合には、マザーファンドにおける売買ならびに組入比率の変化等により、各ファンドの基準価額や運用が影響を受ける場合があります。
・各ファンドは、証券取引所における取引の停止等があるときには、一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、およびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことがあります。

＜収益分配金に関する留意点＞

・投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。
・分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
・投資家（受益者）のファンドの取得価額によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド取得後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

(2) リスク管理体制

委託会社におけるファンドの投資リスクに対する管理体制については、以下のとおりです。

・運用リスクの管理：運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。

・運用パフォーマンス評価：運用担当部署から独立したリスク管理担当部署が、ファンドの運用パフォーマンスについて定期的に分析を行い、結果の評価を行います。

・リスク管理に関する委員会等：上記のとおり運用リスクの管理状況、運用パフォーマンス評価等の報告を受け、リスク管理に関する委員会等は総合的な見地から運用状況全般の管理・評価を行います。

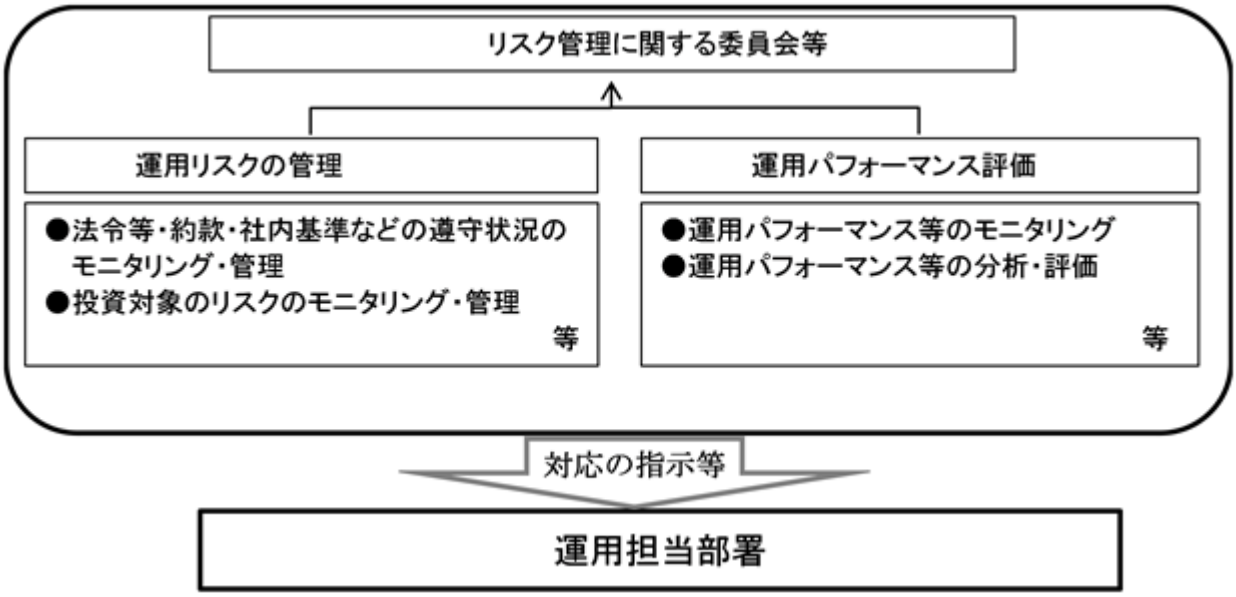

※リスク管理体制は2020年6月30日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

<参考情報>

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

安定コース

成長コース

*ファンドの分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。
*ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較

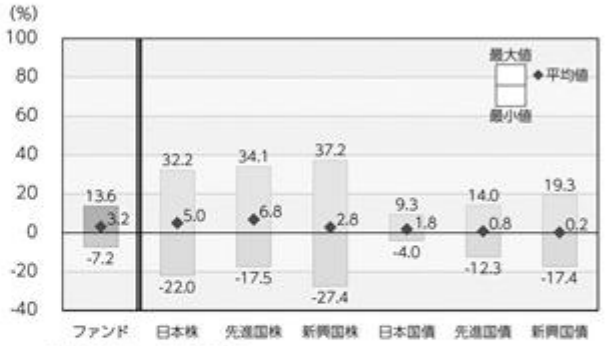

2015年7月～2020年6月

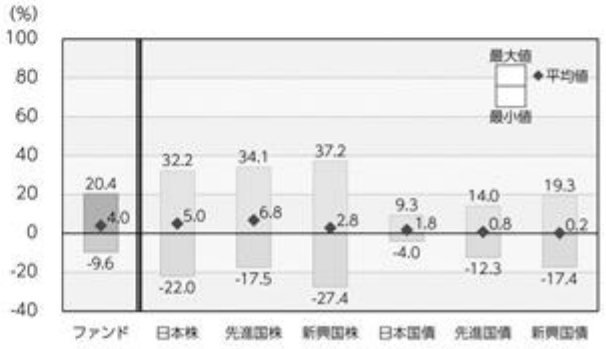

2015年7月～2020年6月

*上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を、ファンドおよび代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
*全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

各資産クラスの指数

日本株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	「東証株価指数(TOPIX)」は、東京証券取引所第一部に上場されているすべての株式の時価総額を指数化したものです。同指数は、株式会社東京証券取引所(㈱東京証券取引所)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、㈱東京証券取引所が有しています。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)	「MSCIコクサイ・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の主要先進国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)	「MSCIエマージング・マーケット・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、新興国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
日本国債	NOMURA-BPI国債	「NOMURA-BPI国債」は、野村證券株式会社が国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表すために開発した投資収益指数です。同指数の知的財産権その他一切の権利は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	「FTSE世界国債インデックス(除く日本)」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円ベース)	「JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド」は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが公表している新興国の現地通貨建ての国債で構成されている時価総額加重平均指数です。同指数に関する著作権等の知的財産その他一切の権利はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。また、同社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

(注)海外の指数は為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

① 申込手数料(受益権1口当たり)は、取得申込日の基準価額に、3.3%（税抜3%）を上限に各販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。なお、申込手数料には消費税等相当額が課せられます。

② 申込手数料については、販売会社にお問い合わせください。

③ 「分配金再投資コース」における収益分配金は、毎計算期間末の翌営業日に原則として税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。

④ 各ファンド間の乗換え(スイッチング)の場合は、申込手数料はかかりません。

＜申込手数料を対価とする役務の内容＞
商品や投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務手続き等にかかる費用の対価

（２）【換金（解約）手数料】

ありません。

（３）【信託報酬等】

① 各ファンドの信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額にそれぞれ以下の率（信託報酬率）を乗じて得た額とします。

	信託報酬率（年率）	配分（税抜）		
		委託会社	販売会社	受託会社
安定コース	0.99% (税抜 0.90%)	0.40%	0.45%	0.05%
成長コース	1.10% (税抜 1.00%)	0.45%	0.50%	0.05%

※ 投資助言契約に基づくみずほ信託銀行への報酬の支払いは、委託会社が行うものとし、信託財産中からは支弁しません。

② 信託報酬は、毎日計上（ファンドの基準価額に反映）され、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。なお、信託報酬にかかる消費税等相当額は、信託報酬支弁の時に信託財産中から支弁します。

※信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率

＜信託報酬等を対価とする役務の内容＞

委託会社	信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価
販売会社	購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
受託会社	運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価

（４）【その他の手数料等】

① 信託財産に関する租税、特定資産の価格等の調査に要する費用および当該費用にかかる消費税等相当額、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産の財務諸表の監査に要する費用および当該費用にかかる消費税等相当額、外国における資産の保管等に要する費用、受託会社の立替えた立替金の利息および資金の借入れを行った際の当該借入金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。なお、信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、毎日計上（ファンドの基準価額に反映）され、当該費用にかかる消費税等相当額とともに毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から支弁します。

② 各ファンドの組入有価証券の売買時の売買委託手数料、先物・オプション取引等に要する費用およびこれら手数料ならびに費用にかかる消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

③ 各ファンドの投資対象である不動産投資信託証券は、資産運用報酬等の費用を負担しています。当該費用は、不動産投資信託証券ごとに異なるものであり、各ファンドが保有する個別銘柄ごとの費用およびその合計額については、各ファンドにおける投資対象銘柄の変更および投資割合の変動等により変動するため、あらかじめ表示することはできません。なお、これらの費用は、不動産投資信託証券の発行体（不動産投資法人）の収益から支弁され、当該不動産投資法人の最終損益の増減を通じ、各不動産投資信託証券の価格に反映される性質のものであり、各ファンドならびに受益者が直接に負担するものではありません。

④ 上記①から③の手数料等（借入金の利息および財務諸表の監査に要する費用を除きます。）については、各ファンドが投資対象とするマザーファンドにおいて発生する場合、マザーファンドの信託財産中から支弁されます。これらはマザーファンドの基準価額に反映されるため、結果として各ファンドの受益者が間接的に負担することとなります。

⑤ 受益者が各ファンドを解約する際には、信託財産留保額(１口につき、解約請求受付日の基準価額の0.3%)をご負担いただきます。

（５）【課税上の取扱い】

◇ 各ファンドは、課税上「株式投資信託」として取扱われます。

○ 個人の受益者に対する課税

① 収益分配時

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、20.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。）および地方税5%）の税率で源泉徴収による申告不要制度が適用されます。なお、確定申告により、申告分離課税または総合課税（「安定コース」は配当控除の適用なし／「成長コース」は配当控除の適用あり）のいずれかを選択することもできます。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

② 解約時および償還時

解約時および償還時の差益（譲渡益）※については、譲渡所得として、20.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。）および地方税5%）の税率での申告分離課税が適用されます。

原則として確定申告が必要ですが、特定口座（源泉徴収口座）を利用する場合、20.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。）および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われます。

※ 解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を含みます。）を控除した利益。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

③ 損益通算について

解約（換金）時および償還時の差損(譲渡損)については、確定申告を行うことにより上場株式等（上場株式、上場投資信託（ETF）、上場不動産投資信託（REIT）、公募株式投資信託および特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）など。以下同じ。）の譲渡益ならびに上場株式等の配当所得および利子所得の金額（配当所得については申告分離課税を選択したものに限ります。）との損益通算ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。また、特定口座（源泉徴収口座）をご利用の場合、その口座内において損益通算を行います（確定申告不要）。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

※ 少額投資非課税制度「愛称：ＮＩＳＡ（ニーサ）」および未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアＮＩＳＡ（ジュニアニーサ）」をご利用の場合

ＮＩＳＡおよびジュニアＮＩＳＡは、上場株式や公募株式投資信託などにかかる非課税制度です。毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。なお、同非課税口座内で少額上場株式等にかかる譲渡損失が生じた場合には、課税上譲渡損失はないものとみなされ、他の口座の上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当所得等の金額との損益通算を行うことはできませんので、ご留意ください。

○ 法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。））の税率による源泉徴収が行われます。なお、地方税の源泉徴収は行われません。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

なお、益金不算入制度の適用はありません。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は、2020年6月末現在のものです。税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。

※課税上の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

◇ 個別元本方式について

受益者毎の信託時の受益権の価額等を当該受益者の元本とする個別元本方式は次のとおりです。

＜個別元本について＞

① 受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

② 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドの受益権を複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドの受益権を取得する場合は当該支店等毎に、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」の両コースで同一ファンドの受益権を取得する場合はコース別に個別元本の算出が行われる場合があります。

③ 収益分配金に元本払戻金（特別分配金）が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の＜収益分配金の課税について＞を参照。）

＜収益分配金の課税について＞

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

収益分配の際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、収益分配金に元本払戻金（特別分配金）が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

※ 税法が改正された場合等は、上記内容が変更になることがあります。

５【運用状況】

（１）【投資状況】

日本３資産ファンド　安定コース

令和2年6月30日現在

資産の種類		時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券		3,181,202,132	97.93
	内　日本	3,181,202,132	97.93
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		67,109,406	2.07
純資産総額		3,248,311,538	100.00

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。
（注2）資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

日本３資産ファンド　成長コース

令和2年6月30日現在

資産の種類		時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券		3,277,680,216	98.34
	内　日本	3,277,680,216	98.34
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		55,357,932	1.66
純資産総額		3,333,038,148	100.00

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。
（注2）資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

（参考）
ＭＨＡＭ好配当利回り株マザーファンド

令和2年6月30日現在

資産の種類		時価合計（円）	投資比率（%）
株式		6,057,908,670	98.42
	内　日本	6,057,908,670	98.42
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		97,252,067	1.58
純資産総額		6,155,160,737	100.00

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。
（注2）資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

ＭＨＡＭ日本債券マザーファンド

令和2年6月30日現在

資産の種類		時価合計（円）	投資比率（%）
国債証券		3,563,737,565	77.89
	内　日本	3,563,737,565	77.89
社債券		956,202,700	20.90
	内　日本	956,202,700	20.90
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		55,189,920	1.21
純資産総額		4,575,130,185	100.00

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。
（注2）資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

MHAM物価連動国債マザーファンドⅡ

令和2年6月30日現在

資産の種類		時価合計（円）	投資比率（%）
国債証券		548,498,270	98.45
	内　日本	548,498,270	98.45
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		8,620,437	1.55
純資産総額		557,118,707	100.00

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。
（注2）資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

MHAM　Ｊ－ＲＥＩＴマザーファンド

令和2年6月30日現在

資産の種類		時価合計（円）	投資比率（%）
投資証券		55,784,647,300	98.35
	内　日本	55,784,647,300	98.35
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		934,228,711	1.65
純資産総額		56,718,876,011	100.00

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。
（注2）資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

日本３資産ファンド　安定コース

令和2年6月30日現在

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額 （円）	評価単価 評価金額 （円）	利率 （%） 償還日	投資比率 （%）
1	MHAM　Ｊ－ＲＥＩＴマザーファンド 日本	親投資信託受益証券	287,894,871	3.5198 1,013,361,156	3.3617 967,816,187	－ －	29.79
2	MHAM好配当利回り株マザーファンド 日本	親投資信託受益証券	278,793,891	3.5823 998,751,235	3.4463 960,807,386	－ －	29.58
3	MHAM日本債券マザーファンド 日本	親投資信託受益証券	621,299,170	1.4284 887,510,458	1.4261 886,034,746	－ －	27.28
4	MHAM物価連動国債マザーファンドⅡ 日本	親投資信託受益証券	309,189,214	1.1908 368,213,434	1.1855 366,543,813	－ －	11.28

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

令和2年6月30日現在

種類	投資比率（%）
親投資信託受益証券	97.93
合計	97.93

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率
該当事項はありません。

日本３資産ファンド　成長コース

令和2年6月30日現在

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額 （円）	評価単価 評価金額 （円）	利率 （%） 償還日	投資比率 （%）
1	MHAM好配当利回り株マザーファンド 日本	親投資信託受益証券	485,686,235	3.5823 1,739,922,368	3.4463 1,673,820,471	－ －	50.22
2	MHAM　J－REITマザーファンド 日本	親投資信託受益証券	293,523,682	3.5198 1,033,174,008	3.3617 986,738,561	－ －	29.60
3	MHAM日本債券マザーファンド 日本	親投資信託受益証券	299,109,952	1.4284 427,278,566	1.4261 426,560,702	－ －	12.80
4	MHAM物価連動国債マザーファンドII 日本	親投資信託受益証券	160,742,710	1.1908 191,428,493	1.1855 190,560,482	－ －	5.72

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

令和2年6月30日現在

種類	投資比率（%）
親投資信託受益証券	98.34
合計	98.34

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率
該当事項はありません。

（参考）
MHAM好配当利回り株マザーファンド

令和2年6月30日現在

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類 業種	数量	簿価単価 簿価金額 （円）	評価単価 評価金額 （円）	利率 （%） 償還日	投資比率 （%）
1	トヨタ自動車 日本	株式 輸送用機器	43,300	7,609.36 329,485,401	6,762.00 292,794,600	－ －	4.76
2	東京エレクトロン 日本	株式 電気機器	10,600	22,834.57 242,046,481	26,440.00 280,264,000	－ －	4.55
3	武田薬品工業 日本	株式 医薬品	71,500	4,037.94 288,712,958	3,848.00 275,132,000	－ －	4.47
4	ＫＤＤＩ 日本	株式 情報・通信業	82,200	3,201.71 263,180,594	3,234.00 265,834,800	－ －	4.32
5	伊藤忠商事 日本	株式 卸売業	109,000	2,441.54 266,127,959	2,321.50 253,043,500	－ －	4.11

6	トレンドマイクロ 日本	株式 情報・通信業	36,600	5,800.77 212,308,506	6,020.00 220,332,000	－ －	3.58
7	三菱電機 日本	株式 電気機器	135,000	1,530.18 206,575,137	1,399.50 188,932,500	－ －	3.07
8	日本電信電話 日本	株式 情報・通信業	73,900	2,780.53 205,481,482	2,515.50 185,895,450	－ －	3.02
9	本田技研工業 日本	株式 輸送用機器	64,800	2,901.93 188,045,611	2,755.50 178,556,400	－ －	2.90
10	三井物産 日本	株式 卸売業	103,500	1,968.00 203,688,000	1,594.50 165,030,750	－ －	2.68
11	三菱瓦斯化学 日本	株式 化学	99,600	1,676.69 166,998,928	1,630.00 162,348,000	－ －	2.64
12	ＮＴＴドコモ 日本	株式 情報・通信業	55,600	3,252.26 180,825,988	2,882.00 160,239,200	－ －	2.60
13	ソフトバンク 日本	株式 情報・通信業	111,300	1,441.00 160,384,377	1,375.00 153,037,500	－ －	2.49
14	三井住友フィナンシャルグループ 日本	株式 銀行業	50,100	3,909.87 195,884,737	3,032.00 151,903,200	－ －	2.47
15	三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ 日本	株式 銀行業	357,600	579.28 207,152,554	421.60 150,764,160	－ －	2.45
16	三菱商事 日本	株式 卸売業	62,100	2,920.50 181,363,050	2,270.00 140,967,000	－ －	2.29
17	ＪＳＲ 日本	株式 化学	67,200	1,994.92 134,059,050	2,080.00 139,776,000	－ －	2.27
18	アサヒホールディングス 日本	株式 非鉄金属	44,000	2,732.67 120,237,733	2,854.00 125,576,000	－ －	2.04
19	アステラス製薬 日本	株式 医薬品	65,400	1,866.36 122,060,577	1,799.50 117,687,300	－ －	1.91
20	ＳＢＩホールディングス 日本	株式 証券、商品先物取引業	50,300	2,231.81 112,260,076	2,328.00 117,098,400	－ －	1.90
21	東京海上ホールディングス 日本	株式 保険業	22,900	6,127.67 140,323,780	4,698.00 107,584,200	－ －	1.75
22	ＭＳ＆ＡＤインシュアランスグループホールディングス 日本	株式 保険業	35,900	3,617.86 129,881,289	2,961.00 106,299,900	－ －	1.73
23	兼松 日本	株式 卸売業	80,500	1,247.31 100,408,650	1,288.00 103,684,000	－ －	1.68
24	野村不動産ホールディングス 日本	株式 不動産業	41,700	2,678.87 111,708,995	2,000.00 83,400,000	－ －	1.35

25	ＳＯＭＰＯホールディングス 日本	株式 保険業	22,300	3,576.81 79,762,911	3,707.00 82,666,100	－ －	1.34
26	ＮＥＣネッツエスアイ 日本	株式 情報・通信業	37,500	1,211.05 45,414,551	2,192.00 82,200,000	－ －	1.34
27	ブラザー工業 日本	株式 電気機器	41,900	2,229.77 93,427,451	1,942.00 81,369,800	－ －	1.32
28	エービーシー・マート 日本	株式 小売業	11,600	6,361.87 73,797,757	6,310.00 73,196,000	－ －	1.19
29	ＥＮＥＯＳホールディングス 日本	株式 石油・石炭製品	185,700	462.85 85,952,468	382.00 70,937,400	－ －	1.15
30	スター精密 日本	株式 機械	54,400	1,474.26 80,200,125	1,199.00 65,225,600	－ －	1.06

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

令和2年6月30日現在

種類	投資比率（%）
株式	98.42
合計	98.42

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率

令和2年6月30日現在

業種	国内／外国	投資比率（%）
情報・通信業	国内	18.46
電気機器		12.10
卸売業		11.48
輸送用機器		8.22
化学		7.82
医薬品		6.38
銀行業		5.72
保険業		5.39
建設業		2.81
機械		2.60
小売業		2.30
非鉄金属		2.24
不動産業		2.24
ガラス・土石製品		2.09
その他金融業		1.92
証券、商品先物取引業		1.90
食料品		1.48
石油・石炭製品		1.15
電気・ガス業		0.60
その他製品		0.52
金属製品		0.51
ゴム製品		0.39
サービス業		0.07
合計		98.42

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

ＭＨＡＭ日本債券マザーファンド

令和2年6月30日現在

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額 （円）	評価単価 評価金額 （円）	利率 （%） 償還日	投資比率 （%）
1	１２９回　利付国庫債券 （５年） 日本	国債証券	352,000,000	100.74 354,604,800	100.32 353,140,480	0.1 2021/9/20	7.72
2	３５５回　利付国庫債券 （１０年） 日本	国債証券	322,000,000	102.34 329,534,800	100.98 325,178,140	0.1 2029/6/20	7.11
3	４００回　利付国庫債券 （２年） 日本	国債証券	286,000,000	100.29 286,841,000	100.24 286,689,260	0.1 2021/5/1	6.27
4	４０２回　利付国庫債券 （２年） 日本	国債証券	277,000,000	100.30 277,833,280	100.28 277,789,450	0.1 2021/7/1	6.07
5	１４０回　利付国庫債券 （５年） 日本	国債証券	255,000,000	101.00 257,552,150	100.91 257,338,350	0.1 2024/6/20	5.62

6	１５０回　利付国庫債券（２０年） 日本	国債証券	189,000,000	119.78 226,396,380	116.35 219,905,280	1.4 2034/9/20	4.81
7	１３６回　利付国庫債券（５年） 日本	国債証券	198,000,000	100.78 199,544,400	100.73 199,445,400	0.1 2023/6/20	4.36
8	３５４回　利付国庫債券（１０年） 日本	国債証券	187,000,000	102.41 191,512,950	101.09 189,042,040	0.1 2029/3/20	4.13
9	３５６回　利付国庫債券（１０年） 日本	国債証券	128,000,000	101.35 129,732,580	100.92 129,180,160	0.1 2029/9/20	2.82
10	４２７回　九州電力社債 日本	社債券	110,000,000	104.22 114,645,300	103.24 113,571,700	1.024 2024/5/24	2.48
11	１６８回　利付国庫債券（２０年） 日本	国債証券	112,000,000	100.97 113,095,000	100.26 112,292,320	0.4 2039/3/20	2.45
12	１３５回　利付国庫債券（２０年） 日本	国債証券	88,000,000	121.92 107,289,600	118.32 104,126,000	1.7 2032/3/20	2.28
13	７４回　アコム社債 日本	社債券	100,000,000	101.13 101,135,000	100.77 100,772,000	0.59 2024/2/28	2.20
14	１５３回　利付国庫債券（２０年） 日本	国債証券	87,500,000	118.76 103,915,000	115.15 100,757,125	1.3 2035/6/20	2.20
15	４２５回　中国電力社債 日本	社債券	100,000,000	100.00 100,000,000	100.03 100,032,000	0.37 2030/6/25	2.19
16	１５回　Ｚホールディングス社債 日本	社債券	100,000,000	100.00 100,000,000	99.95 99,956,000	0.35 2023/6/9	2.18
17	５１回　野村ホールディングス社債 日本	社債券	100,000,000	100.79 100,794,000	99.94 99,949,000	0.34 2024/8/9	2.18
18	１５回　キリンホールディングス社債 日本	社債券	100,000,000	100.00 100,000,000	99.89 99,898,000	0.02 2023/6/2	2.18
19	５３２回　関西電力社債 日本	社債券	100,000,000	100.00 100,000,000	99.83 99,838,000	0.18 2024/7/25	2.18
20	１０回　新生銀行社債 日本	社債券	100,000,000	100.00 100,000,000	99.69 99,691,000	0.3 2025/1/23	2.18
21	３４５回　利付国庫債券（１０年） 日本	国債証券	96,000,000	101.18 97,138,600	101.30 97,249,920	0.1 2026/12/20	2.13
22	１３１回　利付国庫債券（５年） 日本	国債証券	92,000,000	100.74 92,683,200	100.43 92,395,600	0.1 2022/3/20	2.02
23	４４回　利付国庫債券（３０年） 日本	国債証券	51,000,000	129.82 66,209,580	127.44 64,994,400	1.7 2044/9/20	1.42
24	１０回　利付国庫債券（４０年） 日本	国債証券	50,000,000	116.76 58,380,000	109.35 54,677,500	0.9 2057/3/20	1.20

25	４９７回　関西電力社債 日本	社債券	50,000,000	104.57 52,289,000	103.48 51,742,500	1.002 2025/6/20	1.13
26	５８回　利付国庫債券（３０年） 日本	国債証券	48,000,000	111.74 53,635,680	106.26 51,008,640	0.8 2048/3/20	1.11
27	１０９回　近鉄グループホールディングス社債 日本	社債券	50,000,000	100.12 50,063,500	99.59 49,795,500	0.2 2023/7/20	1.09
28	５１回　利付国庫債券（３０年） 日本	国債証券	50,000,000	98.88 49,440,000	94.53 47,266,500	0.3 2046/6/20	1.03
29	１７２回　利付国庫債券（２０年） 日本	国債証券	45,000,000	100.78 45,354,540	99.81 44,917,650	0.4 2040/3/20	0.98
30	１２６回　利付国庫債券（２０年） 日本	国債証券	37,000,000	123.08 45,541,200	120.53 44,596,470	2 2031/3/20	0.97

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

令和2年6月30日現在

種類	投資比率（%）
国債証券	77.89
社債券	20.90
合計	98.79

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率
該当事項はありません。

ＭＨＡＭ物価連動国債マザーファンドⅡ

令和2年6月30日現在

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額 （円）	評価単価 評価金額 （円）	利率 （%） 償還日	投資比率 （%）
1	２２回　物価連動国債（１０年） 日本	国債証券	82,000,000	101.93 83,585,066	101.44 83,185,254	0.1 2027/3/10	14.93
2	２０回　物価連動国債（１０年） 日本	国債証券	76,000,000	101.64 77,251,948	101.24 76,944,186	0.1 2025/3/10	13.81
3	２１回　物価連動国債（１０年） 日本	国債証券	76,000,000	101.53 77,166,955	101.15 76,874,580	0.1 2026/3/10	13.80
4	１７回　物価連動国債（１０年） 日本	国債証券	68,000,000	105.21 71,542,800	105.00 71,400,000	0.1 2023/9/10	12.82
5	２３回　物価連動国債（１０年） 日本	国債証券	70,000,000	101.12 70,785,775	100.63 70,447,667	0.1 2028/3/10	12.65
6	２４回　物価連動国債（１０年） 日本	国債証券	70,000,000	100.52 70,367,893	100.24 70,172,096	0.1 2029/3/10	12.60
7	１９回　物価連動国債（１０年） 日本	国債証券	50,000,000	101.60 50,800,000	101.29 50,648,500	0.1 2024/9/10	9.09
8	１８回　物価連動国債（１０年） 日本	国債証券	38,000,000	104.81 39,830,688	104.50 39,713,268	0.1 2024/3/10	7.13
9	２５回　物価連動国債（１０年） 日本	国債証券	9,000,000	101.53 9,137,788	101.25 9,112,719	0.2 2030/3/10	1.64

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

令和2年6月30日現在

種類	投資比率（%）
国債証券	98.45
合計	98.45

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

ＭＨＡＭ　Ｊ－ＲＥＩＴマザーファンド

令和2年6月30日現在

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額 （円）	評価単価 評価金額 （円）	利率 （%） 償還日	投資比率 （%）
1	日本ビルファンド投資法人 日本	投資証券	6,255	791,071.89 4,948,154,686	614,000.00 3,840,570,000	－ －	6.77
2	ジャパンリアルエステイト投資法人 日本	投資証券	6,591	740,000.00 4,877,340,000	553,000.00 3,644,823,000	－ －	6.43
3	日本プロロジスリート投資法人 日本	投資証券	10,037	290,255.24 2,913,291,856	328,000.00 3,292,136,000	－ －	5.80
4	ＧＬＰ投資法人 日本	投資証券	17,147	140,825.42 2,414,733,581	156,500.00 2,683,505,500	－ －	4.73
5	野村不動産マスターファンド投資法人 日本	投資証券	17,591	175,937.20 3,094,911,322	129,400.00 2,276,275,400	－ －	4.01
6	オリックス不動産投資法人 日本	投資証券	14,873	235,900.00 3,508,540,700	141,400.00 2,103,042,200	－ －	3.71
7	アドバンス・レジデンス投資法人 日本	投資証券	6,294	338,516.57 2,130,623,323	321,500.00 2,023,521,000	－ －	3.57
8	大和ハウスリート投資法人 日本	投資証券	7,401	260,203.97 1,925,769,620	254,000.00 1,879,854,000	－ －	3.31
9	日本リテールファンド投資法人 日本	投資証券	12,620	224,069.34 2,827,755,108	134,500.00 1,697,390,000	－ －	2.99
10	ケネディクス・オフィス投資法人 日本	投資証券	2,619	789,682.80 2,068,179,261	601,000.00 1,574,019,000	－ －	2.78
11	アクティビア・プロパティーズ投資法人 日本	投資証券	4,079	542,697.40 2,213,662,710	371,500.00 1,515,348,500	－ －	2.67
12	大和証券オフィス投資法人 日本	投資証券	2,478	781,308.57 1,936,082,652	597,000.00 1,479,366,000	－ －	2.61
13	ユナイテッド・アーバン投資法人 日本	投資証券	12,625	160,091.34 2,021,153,179	115,800.00 1,461,975,000	－ －	2.58
14	産業ファンド投資法人 日本	投資証券	8,026	165,806.24 1,330,760,915	173,600.00 1,393,313,600	－ －	2.46
15	日本ロジスティクスファンド投資法人 日本	投資証券	4,615	274,604.76 1,267,300,982	292,800.00 1,351,272,000	－ －	2.38
16	日本アコモデーションファンド投資法人 日本	投資証券	2,055	676,000.00 1,389,180,000	624,000.00 1,282,320,000	－ －	2.26
17	ラサールロジポート投資法人 日本	投資証券	7,470	165,513.14 1,236,383,199	166,200.00 1,241,514,000	－ －	2.19

18	森ヒルズリート投資法人 日本	投資証券	8,983	174,825.09 1,570,453,836	136,200.00 1,223,484,600	－ －	2.16
19	大和証券リビング投資法人 日本	投資証券	11,633	105,266.12 1,224,560,804	100,400.00 1,167,953,200	－ －	2.06
20	ジャパン・ホテル・リート投資法人 日本	投資証券	21,692	69,314.52 1,503,570,713	44,500.00 965,294,000	－ －	1.70
21	コンフォリア・レジデンシャル投資法人 日本	投資証券	2,956	341,931.12 1,010,748,402	322,000.00 951,832,000	－ －	1.68
22	ジャパンエクセレント投資法人 日本	投資証券	7,326	182,577.80 1,337,565,016	125,200.00 917,215,200	－ －	1.62
23	日本リート投資法人 日本	投資証券	2,580	472,556.53 1,219,195,866	347,000.00 895,260,000	－ －	1.58
24	三井不動産ロジスティクスパーク投資法人 日本	投資証券	1,802	476,995.04 859,545,063	480,500.00 865,861,000	－ －	1.53
25	ケネディクス・レジデンシャル・ネクスト投資法人 日本	投資証券	4,648	204,463.71 950,347,364	186,100.00 864,992,800	－ －	1.53
26	インベスコ・オフィス・ジェイリート投資法人 日本	投資証券	60,110	21,555.89 1,295,724,800	13,960.00 839,135,600	－ －	1.48
27	イオンリート投資法人 日本	投資証券	7,200	131,659.78 947,950,453	114,400.00 823,680,000	－ －	1.45
28	積水ハウス・リート投資法人 日本	投資証券	11,593	67,061.80 777,447,525	69,200.00 802,235,600	－ －	1.41
29	インヴィンシブル投資法人 日本	投資証券	28,470	53,434.73 1,521,286,905	27,790.00 791,181,300	－ －	1.39
30	日本プライムリアルティ投資法人 日本	投資証券	2,259	487,737.25 1,101,798,450	316,000.00 713,844,000	－ －	1.26

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

令和2年6月30日現在

種類	投資比率（%）
投資証券	98.35
合計	98.35

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

②【投資不動産物件】

日本３資産ファンド　安定コース
該当事項はありません。

日本３資産ファンド　成長コース
該当事項はありません。

（参考）
ＭＨＡＭ好配当利回り株マザーファンド
該当事項はありません。

ＭＨＡＭ日本債券マザーファンド
該当事項はありません。

ＭＨＡＭ物価連動国債マザーファンドⅡ
該当事項はありません。

ＭＨＡＭ　Ｊ－ＲＥＩＴマザーファンド
該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

日本３資産ファンド　安定コース
該当事項はありません。

日本３資産ファンド　成長コース
該当事項はありません。

（参考）
ＭＨＡＭ好配当利回り株マザーファンド
該当事項はありません。

ＭＨＡＭ日本債券マザーファンド
該当事項はありません。

ＭＨＡＭ物価連動国債マザーファンドⅡ
該当事項はありません。

ＭＨＡＭ　Ｊ－ＲＥＩＴマザーファンド
該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

日本３資産ファンド　安定コース
直近日（令和2年6月末）、同日前1年以内における各月末及び下記計算期間末における純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 （分配落） （百万円）	純資産総額 （分配付） （百万円）	１口当たりの 純資産額 （分配落）（円）	１口当たりの 純資産額 （分配付）（円）
第8特定期間末 (平成22年12月10日)	6,878	6,898	0.7062	0.7082
第9特定期間末 (平成23年 6月10日)	5,814	5,831	0.6823	0.6843

第10特定期間末 (平成23年12月12日)	4,634	4,649	0.6281	0.6301
第11特定期間末 (平成24年 6月11日)	4,289	4,302	0.6401	0.6421
第12特定期間末 (平成24年12月10日)	4,105	4,117	0.6853	0.6873
第13特定期間末 (平成25年 6月10日)	4,587	4,598	0.8004	0.8024
第14特定期間末 (平成25年12月10日)	4,831	4,842	0.8556	0.8576
第15特定期間末 (平成26年 6月10日)	4,749	4,757	0.8707	0.8722
第16特定期間末 (平成26年12月10日)	4,649	4,656	0.9520	0.9535
第17特定期間末 (平成27年 6月10日)	4,395	4,402	0.9954	0.9969
第18特定期間末 (平成27年12月10日)	4,240	4,247	0.9750	0.9765
第19特定期間末 (平成28年 6月10日)	4,363	4,370	0.9778	0.9793
第20特定期間末 (平成28年12月12日)	4,313	4,320	0.9888	0.9903
第21特定期間末 (平成29年 6月12日)	3,747	3,753	0.9914	0.9929
第22特定期間末 (平成29年12月11日)	3,293	3,297	1.0193	1.0208
第23特定期間末 (平成30年 6月11日)	3,020	3,025	1.0296	1.0311
第24特定期間末 (平成30年12月10日)	2,925	2,929	1.0020	1.0035
第25特定期間末 (令和 1年 6月10日)	3,365	3,370	1.0095	1.0110
第26特定期間末 (令和1年12月10日)	3,333	3,337	1.0722	1.0737
第27特定期間末 (令和2年6月10日)	3,268	3,273	0.9780	0.9795
令和1年6月末日	3,375	－	1.0135	－
7月末日	3,441	－	1.0266	－
8月末日	3,453	－	1.0307	－
9月末日	3,497	－	1.0545	－
10月末日	3,508	－	1.0763	－
11月末日	3,406	－	1.0766	－
12月末日	3,426	－	1.0712	－
令和2年1月末日	3,518	－	1.0772	－
2月末日	3,424	－	1.0234	－
3月末日	3,145	－	0.9296	－
4月末日	3,165	－	0.9328	－
5月末日	3,243	－	0.9632	－

6月末日	3,248	－	0.9519	－

日本３資産ファンド　成長コース

直近日（令和2年6月末）、同日前1年以内における各月末及び下記計算期間末における純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 （分配落） （百万円）	純資産総額 （分配付） （百万円）	１口当たりの 純資産額 （分配落）（円）	１口当たりの 純資産額 （分配付）（円）
第8特定期間末 (平成22年12月10日)	9,831	9,863	0.6231	0.6251
第9特定期間末 (平成23年 6月10日)	8,456	8,485	0.5893	0.5913
第10特定期間末 (平成23年12月12日)	6,916	6,942	0.5328	0.5348
第11特定期間末 (平成24年 6月11日)	6,462	6,486	0.5370	0.5390
第12特定期間末 (平成24年12月10日)	6,448	6,470	0.5823	0.5843
第13特定期間末 (平成25年 6月10日)	7,890	7,912	0.7264	0.7284
第14特定期間末 (平成25年12月10日)	7,408	7,427	0.7902	0.7922
第15特定期間末 (平成26年 6月10日)	6,865	6,882	0.7989	0.8009
第16特定期間末 (平成26年12月10日)	5,958	5,972	0.8878	0.8898
第17特定期間末 (平成27年 6月10日)	5,931	5,943	0.9602	0.9622
第18特定期間末 (平成27年12月10日)	6,081	6,094	0.9334	0.9354
第19特定期間末 (平成28年 6月10日)	5,974	5,987	0.9048	0.9068
第20特定期間末 (平成28年12月12日)	5,618	5,630	0.9405	0.9425
第21特定期間末 (平成29年 6月12日)	4,955	4,966	0.9516	0.9536
第22特定期間末 (平成29年12月11日)	4,311	4,319	1.0039	1.0059
第23特定期間末 (平成30年 6月11日)	4,227	4,236	1.0098	1.0118
第24特定期間末 (平成30年12月10日)	4,104	4,112	0.9582	0.9602
第25特定期間末 (令和 1年 6月10日)	4,275	4,284	0.9507	0.9527
第26特定期間末 (令和1年12月10日)	4,102	4,110	1.0304	1.0324
第27特定期間末 (令和2年6月10日)	3,434	3,442	0.9158	0.9178
令和1年6月末日	4,253	－	0.9547	－

7月末日	4,252	－	0.9677	－
8月末日	4,175	－	0.9634	－
9月末日	4,263	－	0.9969	－
10月末日	4,227	－	1.0277	－
11月末日	4,128	－	1.0309	－
12月末日	4,011	－	1.0290	－
令和2年1月末日	3,977	－	1.0298	－
2月末日	3,679	－	0.9598	－
3月末日	3,275	－	0.8548	－
4月末日	3,263	－	0.8620	－
5月末日	3,375	－	0.8968	－
6月末日	3,333	－	0.8848	－

②【分配の推移】

日本３資産ファンド　安定コース

	１口当たりの分配金（円）
第8特定期間	0.0120
第9特定期間	0.0120
第10特定期間	0.0120
第11特定期間	0.0120
第12特定期間	0.0120
第13特定期間	0.0120
第14特定期間	0.0120
第15特定期間	0.0115
第16特定期間	0.0090
第17特定期間	0.0090
第18特定期間	0.0090
第19特定期間	0.0090
第20特定期間	0.0090
第21特定期間	0.0090
第22特定期間	0.0090
第23特定期間	0.0090
第24特定期間	0.0090
第25特定期間	0.0090
第26特定期間	0.0090
第27特定期間	0.0090

日本３資産ファンド　成長コース

	１口当たりの分配金（円）
第8特定期間	0.0120
第9特定期間	0.0120
第10特定期間	0.0120
第11特定期間	0.0120
第12特定期間	0.0120
第13特定期間	0.0120
第14特定期間	0.0120
第15特定期間	0.0120
第16特定期間	0.0120
第17特定期間	0.0120
第18特定期間	0.0120
第19特定期間	0.0120
第20特定期間	0.0120
第21特定期間	0.0120
第22特定期間	0.0120
第23特定期間	0.0120
第24特定期間	0.0120
第25特定期間	0.0120
第26特定期間	0.0120
第27特定期間	0.0120

③【収益率の推移】

日本３資産ファンド　安定コース

	収益率（%）
第8特定期間	7.66
第9特定期間	△1.69
第10特定期間	△6.18
第11特定期間	3.82
第12特定期間	8.94
第13特定期間	18.55
第14特定期間	8.40
第15特定期間	3.11
第16特定期間	10.37
第17特定期間	5.50
第18特定期間	△1.15
第19特定期間	1.21
第20特定期間	2.05
第21特定期間	1.17
第22特定期間	3.72
第23特定期間	1.89
第24特定期間	△1.81
第25特定期間	1.65
第26特定期間	7.1
第27特定期間	△7.9

（注1）収益率は期間騰落率です。
（注2）各特定期間中の分配金累計額を加算して算出しています。
（注3）特定期間末が令和1年8月29日以前の収益率については、小数点第2位で表示しています。

日本３資産ファンド　成長コース

	収益率（%）
第8特定期間	8.23
第9特定期間	△3.50
第10特定期間	△7.55
第11特定期間	3.04
第12特定期間	10.67
第13特定期間	26.81
第14特定期間	10.44
第15特定期間	2.62
第16特定期間	12.63
第17特定期間	9.51
第18特定期間	△1.54
第19特定期間	△1.78
第20特定期間	5.27
第21特定期間	2.46
第22特定期間	6.76
第23特定期間	1.78
第24特定期間	△3.92
第25特定期間	0.47
第26特定期間	9.6
第27特定期間	△10.0

（注1）収益率は期間騰落率です。
（注2）各特定期間中の分配金累計額を加算して算出しています。
（注3）特定期間末が令和1年8月29日以前の収益率については、小数点第2位で表示しています。

（４）【設定及び解約の実績】

日本３資産ファンド　安定コース

	設定口数	解約口数
第8特定期間	48,082,937	1,981,683,507
第9特定期間	77,161,014	1,294,534,667
第10特定期間	64,320,448	1,207,154,643
第11特定期間	136,618,919	815,257,480
第12特定期間	165,330,247	876,308,364
第13特定期間	686,915,922	945,638,874
第14特定期間	493,271,121	577,354,669
第15特定期間	517,474,216	710,338,855
第16特定期間	867,789,620	1,438,648,302
第17特定期間	550,012,341	1,017,326,645
第18特定期間	438,270,861	505,078,698
第19特定期間	443,457,084	329,890,508
第20特定期間	427,102,331	527,426,099
第21特定期間	131,481,635	714,123,448
第22特定期間	84,162,926	633,516,629
第23特定期間	162,424,784	459,266,910
第24特定期間	274,849,060	288,866,986
第25特定期間	585,168,787	171,384,040
第26特定期間	342,082,284	567,045,419
第27特定期間	553,366,293	320,517,234

（注）本邦外における設定及び解約はありません。

日本３資産ファンド　成長コース

	設定口数	解約口数
第8特定期間	153,081,684	2,600,999,381
第9特定期間	177,706,746	1,606,322,514
第10特定期間	125,514,705	1,495,618,296
第11特定期間	130,894,014	1,076,508,452
第12特定期間	130,875,886	1,092,042,859
第13特定期間	3,732,119,534	3,943,408,620
第14特定期間	1,095,464,064	2,582,375,238
第15特定期間	901,050,018	1,683,100,962
第16特定期間	1,186,259,858	3,067,658,726
第17特定期間	1,633,498,513	2,168,038,033
第18特定期間	1,052,298,571	713,586,770
第19特定期間	740,225,199	652,793,345
第20特定期間	332,151,716	961,553,832
第21特定期間	525,844,195	1,292,243,663
第22特定期間	122,429,299	1,035,575,449
第23特定期間	265,795,154	373,189,497
第24特定期間	405,550,809	309,050,470
第25特定期間	454,511,774	240,618,344
第26特定期間	121,661,236	636,858,005
第27特定期間	143,059,587	374,661,844

（注）本邦外における設定及び解約はありません。

≪参考情報≫

データの基準日:2020年6月30日

基準価額・純資産の推移 《2010年6月30日～2020年6月30日》

安定コース

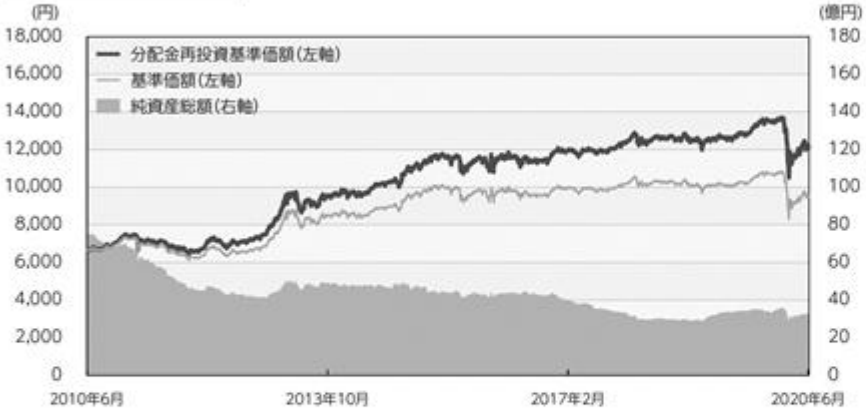

成長コース

※基準価額は1万口当たり・信託報酬控除後の価額です。
※分配金再投資基準価額は、グラフの起点における基準価額に合わせて指数化しています。
※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なります。
(設定日:2006年12月28日)

分配の推移(税引前)

安定コース

2020年 2月	15円
2020年 3月	15円
2020年 4月	15円
2020年 5月	15円
2020年 6月	15円
直近1年間累計	180円
設定来累計	3,055円

成長コース

2020年 2月	20円
2020年 3月	20円
2020年 4月	20円
2020年 5月	20円
2020年 6月	20円
直近1年間累計	240円
設定来累計	3,420円

※分配金は1万口当たりです。

主要な資産の状況

安定コース

■組入銘柄

順位	銘柄名	比率(%)
1	MHAM J-REITマザーファンド	29.79
2	MHAM好配当利回り株マザーファンド	29.58
3	MHAM日本債券マザーファンド	27.28
4	MHAM物価連動国債マザーファンドⅡ	11.28

成長コース

■組入銘柄

順位	銘柄名	比率(%)
1	MHAM好配当利回り株マザーファンド	50.22
2	MHAM J-REITマザーファンド	29.60
3	MHAM日本債券マザーファンド	12.80
4	MHAM物価連動国債マザーファンドⅡ	5.72

※比率(%)は、純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。
○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

データの基準日:2020年6月30日

■MHAM好配当利回り株マザーファンド

※比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

組入上位5銘柄

順位	銘柄名	種類	国/地域	業種	比率(%)
1	トヨタ自動車	株式	日本	輸送用機器	4.76
2	東京エレクトロン	株式	日本	電気機器	4.55
3	武田薬品工業	株式	日本	医薬品	4.47
4	KDDI	株式	日本	情報・通信業	4.32
5	伊藤忠商事	株式	日本	卸売業	4.11

■MHAM日本債券マザーファンド

※比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

組入上位5銘柄

順位	銘柄名	種類	国/地域	利率(%)	償還日	比率(%)
1	129回　利付国庫債券(5年)	国債証券	日本	0.1	2021/9/20	7.72
2	355回　利付国庫債券(10年)	国債証券	日本	0.1	2029/6/20	7.11
3	400回　利付国庫債券(2年)	国債証券	日本	0.1	2021/5/1	6.27
4	402回　利付国庫債券(2年)	国債証券	日本	0.1	2021/7/1	6.07
5	140回　利付国庫債券(5年)	国債証券	日本	0.1	2024/6/20	5.62

■MHAM物価連動国債マザーファンドⅡ

※比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

組入上位5銘柄

順位	銘柄名	種類	国/地域	利率(%)	償還日	比率(%)
1	22回　物価連動国債(10年)	国債証券	日本	0.1	2027/3/10	14.93
2	20回　物価連動国債(10年)	国債証券	日本	0.1	2025/3/10	13.81
3	21回　物価連動国債(10年)	国債証券	日本	0.1	2026/3/10	13.80
4	17回　物価連動国債(10年)	国債証券	日本	0.1	2023/9/10	12.82
5	23回　物価連動国債(10年)	国債証券	日本	0.1	2028/3/10	12.65

■MHAM J-REITマザーファンド

※比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

組入上位5銘柄

順位	銘柄名	種類	国/地域	比率(%)
1	日本ビルファンド投資法人	投資証券	日本	6.77
2	ジャパンリアルエステイト投資法人	投資証券	日本	6.43
3	日本プロロジスリート投資法人	投資証券	日本	5.80
4	GLP投資法人	投資証券	日本	4.73
5	野村不動産マスターファンド投資法人	投資証券	日本	4.01

○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。
○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

データの基準日:2020年6月30日

年間収益率の推移（暦年ベース）

安定コース

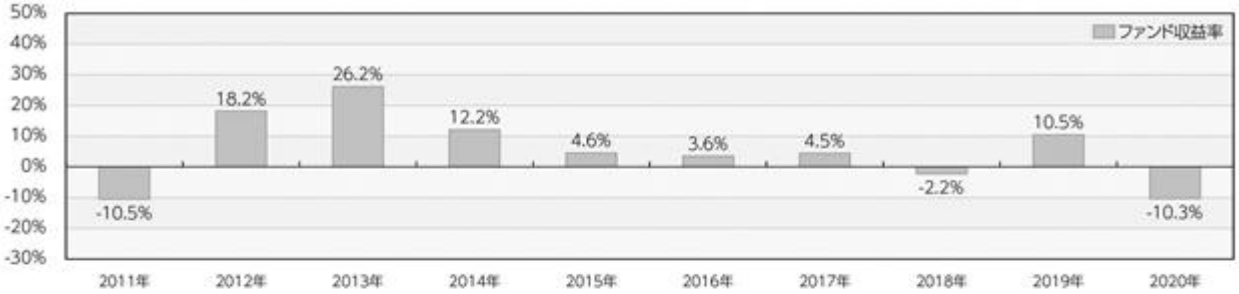

成長コース

※年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。
※2020年については年初から基準日までの収益率を表示しています。
※各ファンドにはベンチマークはありません。

○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。
○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

(1) 各ファンドのお申込みは、原則として委託会社および販売会社の営業日の午後３時までにお買付けのお申込みが行われ、かつ当該お申込みの受付けにかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日分のお申込みといたします。この時間を過ぎてのお申込みおよび所定の事務手続き完了分については翌営業日のお取扱いとなります。

(2) 取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。

(3) お申込みには、収益の分配がなされた場合に分配金を受領する「分配金受取コース」と、分配金は原則として税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資される「分配金再投資コース」の２つの申込方法があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(4) 申込単位は、各販売会社が定める単位とします。申込単位については、販売会社にお問い合わせください。

(5) 取得申込者と販売会社との間であらかじめ決められた一定の金額を一定期間毎に定時定額購入（積立）をすることができる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(6) 取得申込みにかかる受益権の価額は、取得申込日の基準価額に、販売会社が別に定める申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額を加算した価額とします。

(7) 安定コース・成長コース間の乗換え(スイッチング)による受益権の取得申込みにかかる受益権の価額は、取得申込日の基準価額とします。

※ スイッチングとは、現在保有しているファンド（安定コースまたは成長コース）を換金（解約請求）すると同時に他のファンド（安定コースまたは成長コース）の取得申込みを行う取引のことをいい、ファンドの換金代金がそのまま取得申込代金に充当されます。

※ 販売会社によっては、スイッチングの取扱いを行わない場合、スイッチングの取扱いに一定の制限を設ける場合、スイッチングの申込単位等を独自に定める場合、スイッチングの際に「分配金受取コース」、「分配金再投資コース」間の変更は受け付けられない場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

※ スイッチングの際には、解約請求時と同様の費用および税金（課税対象者の場合）がかかりますのでご留意ください。

・換金の際には信託財産留保額（1口につき、解約請求受付日の基準価額の0.3%）が差し引かれます。

(8) 販売会社によっては「安定コース」もしくは「成長コース」のどちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社または委託会社にお問い合わせください。

(9) 販売会社において金額買付(申込単位が金額にて表示されている場合)によるお申込みをされた場合、申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額はお申込代金の中から差し引かれます。

(10) 収益分配金の再投資に関する契約に基づき、収益分配金を再投資する際は、１口単位で購入できるものとします。なお、その際の受益権の価額は、原則として各計算期間終了日の基準価額とします。

(11) 証券取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、販売会社は、受益権の取得申込み（スイッチングのお申込みを含みます。）の受付けを中止すること、およびすでに受け付けた取得申込み（スイッチングのお申込みを含みます。）の受付けを取り消すことができます。

２【換金（解約）手続等】

(1) 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に各販売会社が定める単位をもって解約を請求することができます。

※　解約単位は、販売会社にお問い合わせください。

(2) 解約の請求を行う受益者は、振替制度にかかる口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。なお、解約の請求を受益者が行う際は、販売会社に対し振替受益権をもって行うものとします。

(3) 解約請求の受付けについては、原則として委託会社および販売会社の営業日の午後３時までに解約のお申込みが行われ、かつ当該お申込みの受付けにかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日分のお申込みとします。この時間を過ぎてのお申込みおよび所定の事務手続き完了分については、翌営業日のお取扱いとなります。

(4) 解約の価額は、解約請求受付日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額※として控除した価額(「解約価額」といいます。)とします。詳しくは、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。

※　「信託財産留保額」とは、運用の安定性を高めるとともに、信託期間の途中で換金する受益者と保有を継続する受益者との公平を確保するために、換金する受益者が負担する金額で、信託財産に組入れられます。

照会先の名称	電話番号※
アセットマネジメントone株式会社	0120-104-694

※　電話によるお問い合わせは、営業日の午前９時～午後５時までとさせていただきます。（以下同じ。）

(5) 解約代金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、４営業日目から販売会社において受益者に支払われます。

(6) 信託財産の資金管理を円滑に行うために大口の解約請求には制限を設ける場合があります。

(7) 委託会社は、証券取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、およびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。

この場合、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、前記(4)の規定に準じた価額とします。

３【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

①　基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

＜主な投資対象の時価評価方法の原則＞

投資対象	評価方法
マザーファンド受益証券	計算日の基準価額
株式	計算日における取引所の最終相場
公社債等	計算日における以下のいずれかの価額 ・日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値） ・金融商品取引業者、銀行などの提示する価額（売り気配相場を除きます。） ・価格情報会社の提供する価額
不動産投資信託証券	計算日における取引所の最終相場

② 各ファンドの基準価額は、委託会社の毎営業日(土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に定める休日ならびに12月31日、１月２日および１月３日以外の日とします。)に計算されます。基準価額については、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。基準価額は１万口単位で表示されたものが発表されます。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号
アセットマネジメントOne株式会社	http://www.am-one.co.jp/	0120-104-694

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

2006年12月28日から無期限とします。

（４）【計算期間】

原則として、毎月11日から翌月10日までとします。ただし、第１計算期間は2006年12月28日から2007年２月10日までとします。

上記の規定にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日(以下「当該日」といいます。)が休業日のとき、計算期間終了日は、当該日の翌日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

（５）【その他】

① 信託契約の解約

以下の場合には信託契約を解約し信託を終了することがあります。

１．委託会社は、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき、もしくは信託契約の一部解約により、受益権の口数が10億口を下回ることとなる場合には、受託会社と合意のうえ、該当するファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

ａ．この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。委託会社はかかる事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

ｂ．前記ａ.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一ヵ月を下らないものとします。

ｃ．前記ｂ.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記１.の信託契約の解約をしません。

ｄ．委託会社は、信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

ｅ．前記ｂ.からｄ.までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記ｂ.の一定の期間が一ヵ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

ｆ．前記１．に定める信託契約の解約を行う場合において、前記ｂ.の期間内に異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。なお、買取請求の取扱いについては、委託会社、受託会社の協議により決定するものとします。

２．委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。

３．委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、「② 信託約款の変更 ４.」に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

４．受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 信託約款の変更

１．委託会社は、信託約款を変更することが受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、該当するファンドの信託約款を変更できるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

２．委託会社は、前記１.の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨を公告し、かつ、これら事項を記載した書面を信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託約款にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

３．前記２.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一ヵ月を下らないものとします。

４．前記３.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記１.の信託約款の変更をしません。

５．委託会社は、信託約款を変更しないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

６．前記２.に定める変更を行う場合において、前記３.の期間内に異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。なお、買取請求の取扱いについては、委託会社、受託会社の協議により決定するものとします。

７．委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記の規定にしたがいます。

③ 委託会社の事業の譲渡および承継に伴なう取扱い

１．委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴ない、信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

２．委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴ない、信託契約に関する事業を承継させることがあります。

④　関係法人等との契約の更改および受託会社の辞任または解任に伴なう取扱い

１．委託会社とみずほ信託銀行株式会社との間の「ＭＨＡＭ　Ｊ－ＲＥＩＴマザーファンド」における投資助言契約は、契約期間を契約締結の日から１年間とし、契約期間終了の90日前までに各契約当事者が契約解除に関する特段の意思表示を行わない限り、半年毎の自動継続となります。なお、当該契約は、契約期間中であっても解除される場合があります。

２．委託会社と販売会社との間の募集・販売等契約は、締結日から原則１年間とし、期間終了の３ヵ月前までに別段の意思表示のない時は、同一条件にて継続されます。

３．受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。また、受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、「② 信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

⑤　信託事務処理の再信託

受託会社は、各ファンドにかかる信託事務処理の一部について、株式会社日本カストディ銀行と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

⑥　公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

http://www.am-one.co.jp/

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑦　運用報告書

委託会社は、６月と12月の決算時および信託終了時に期中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した「運用報告書」を作成します。

・交付運用報告書は、販売会社を通じて交付いたします。

・運用報告書（全体版）は、次のアドレスに掲載します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、交付いたします。

http://www.am-one.co.jp/

４【受益者の権利等】

(1) 収益分配金請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を、持ち分に応じて請求する権利を有します。

受益者が収益分配金支払開始日から5年間支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

なお、「分配金再投資コース」により収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託会社は受託会社から受けた収益分配金を、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に販売会社に交付します。販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(2) 償還金請求権

受益者は、持ち分に応じて償還金を請求する権利を有します。

受益者が信託終了による償還金について支払開始日から10年間支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため、販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

(3) 一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行の請求をすることができます。

(4) 帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第３【ファンドの経理状況】

日本３資産ファンド　安定コース
日本３資産ファンド　成長コース

（１）当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

（２）当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。

（３）当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間（令和1年12月11日から令和2年6月10日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

１【財務諸表】

【日本３資産ファンド　安定コース】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 令和1年12月10日現在	当期 令和2年6月10日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	57,119,853	64,807,031
親投資信託受益証券	3,246,942,202	3,212,836,283
未収入金	100,000,000	―
流動資産合計	3,404,062,055	3,277,643,314
資産合計	3,404,062,055	3,277,643,314
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	4,663,025	5,012,298
未払解約金	63,518,547	1,898,643
未払受託者報酬	147,917	144,977
未払委託者報酬	2,514,709	2,464,730
その他未払費用	11,229	10,453
流動負債合計	70,855,427	9,531,101
負債合計	70,855,427	9,531,101
純資産の部		
元本等		
元本	3,108,683,474	3,341,532,533
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	224,523,154	△73,420,320
（分配準備積立金）	301,720,866	306,138,788
元本等合計	3,333,206,628	3,268,112,213
純資産合計	3,333,206,628	3,268,112,213
負債純資産合計	3,404,062,055	3,277,643,314

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自　令和1年6月11日 至　令和1年12月10日	当期 自　令和1年12月11日 至　令和2年6月10日
営業収益		
受取利息	5	―
有価証券売買等損益	252,643,085	△270,105,919
営業収益合計	252,643,090	△270,105,919
営業費用		
支払利息	20,874	19,612
受託者報酬	935,157	907,086
委託者報酬	15,897,978	15,421,230
その他費用	71,000	65,921
営業費用合計	16,925,009	16,413,849
営業利益又は営業損失（△）	235,718,081	△286,519,768
経常利益又は経常損失（△）	235,718,081	△286,519,768
当期純利益又は当期純損失（△）	235,718,081	△286,519,768
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	3,032,549	△4,861,183
期首剰余金又は期首欠損金（△）	31,779,581	224,523,154
剰余金増加額又は欠損金減少額	17,660,620	16,923,020
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	―	―
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	17,660,620	16,923,020
剰余金減少額又は欠損金増加額	28,097,894	3,161,957
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	28,097,894	3,161,957
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	―	―
分配金	29,504,685	30,045,952
期末剰余金又は期末欠損金（△）	224,523,154	△73,420,320

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	当期 自　令和1年12月11日 至　令和2年6月10日
１．　有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	前期 令和1年12月10日現在	当期 令和2年6月10日現在
１．　期首元本額	3,333,646,609円	3,108,683,474円
期中追加設定元本額	342,082,284円	553,366,293円
期中一部解約元本額	567,045,419円	320,517,234円
２．　受益権の総数	3,108,683,474口	3,341,532,533口
３．　元本の欠損	－	純資産額が元本総額を下回っており、その差額は73,420,320円であります。

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項目	前期 自　令和1年6月11日 至　令和1年12月10日	当期 自　令和1年12月11日 至　令和2年6月10日
１．　分配金の計算過程	（自令和1年6月11日　至令和1年7月10日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（5,478,321円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（205,860,232円）及び分配準備積立金（215,325,507円）より分配対象収益は426,664,060円（1万口当たり1,277.36円）であり、うち5,010,297円（1万口当たり15円）を分配金額としております。	（自令和1年12月11日　至令和2年1月10日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（4,997,435円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（240,317,867円）及び分配準備積立金（295,860,057円）より分配対象収益は541,175,359円（1万口当たり1,678.59円）であり、うち4,835,979円（1万口当たり15円）を分配金額としております。

	（自令和1年7月11日　至令和1年8月13日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（1,568,687円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（209,165,738円）及び分配準備積立金（213,772,561円）より分配対象収益は424,506,986円（1万口当たり1,267.46円）であり、うち5,023,893円（1万口当たり15円）を分配金額としております。	（自令和2年1月11日　至令和2年2月10日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（3,959,854円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（29,555,780円）、信託約款に規定される収益調整金（258,294,411円）及び分配準備積立金（290,578,226円）より分配対象収益は582,388,271円（1万口当たり1,765.50円）であり、うち4,948,052円（1万口当たり15円）を分配金額としております。	
	（自令和1年8月14日　至令和1年9月10日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（5,957,773円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（33,347,991円）、信託約款に規定される収益調整金（212,992,494円）及び分配準備積立金（207,679,927円）より分配対象収益は459,978,185円（1万口当たり1,370.00円）であり、うち5,036,257円（1万口当たり15円）を分配金額としております。	（自令和2年2月11日　至令和2年3月10日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（3,127,751円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（274,893,950円）及び分配準備積立金（316,923,698円）より分配対象収益は594,945,399円（1万口当たり1,760.09円）であり、うち5,070,275円（1万口当たり15円）を分配金額としております。	
	（自令和1年9月11日　至令和1年10月10日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（16,606,372円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（46,008,648円）、信託約款に規定される収益調整金（216,931,697円）及び分配準備積立金（233,519,128円）より分配対象収益は513,065,845円（1万口当たり1,545.05円）であり、うち4,981,034円（1万口当たり15円）を分配金額としております。	（自令和2年3月11日　至令和2年4月10日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（17,413,187円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（285,760,266円）及び分配準備積立金（307,283,657円）より分配対象収益は610,457,110円（1万口当たり1,797.26円）であり、うち5,094,889円（1万口当たり15円）を分配金額としております。	

	（自令和1年10月11日　至令和1年11月11日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（1,814,580円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（35,600,993円）、信託約款に規定される収益調整金（215,019,124円）及び分配準備積立金（273,632,888円）より分配対象収益は526,067,585円（1万口当たり1,647.33円）であり、うち4,790,179円（1万口当たり15円）を分配金額としております。 （自令和1年11月12日　至令和1年12月10日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（2,213,227円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（11,634,291円）、信託約款に規定される収益調整金（214,936,262円）及び分配準備積立金（292,536,373円）より分配対象収益は521,320,153円（1万口当たり1,676.98円）であり、うち4,663,025円（1万口当たり15円）を分配金額としております。	（自令和2年4月11日　至令和2年5月11日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（2,452,511円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（286,986,742円）及び分配準備積立金（317,148,193円）より分配対象収益は606,587,446円（1万口当たり1,789.53円）であり、うち5,084,459円（1万口当たり15円）を分配金額としております。 （自令和2年5月12日　至令和2年6月10日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（2,727,153円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（284,548,388円）及び分配準備積立金（308,423,933円）より分配対象収益は595,699,474円（1万口当たり1,782.71円）であり、うち5,012,298円（1万口当たり15円）を分配金額としております。

（金融商品に関する注記）

１．金融商品の状況に関する事項

項目	前期 自　令和1年6月11日 至　令和1年12月10日	当期 自　令和1年12月11日 至　令和2年6月10日
１．　金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
２．　金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。	同左

３．　金融商品に係るリスク管理体制	運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。リスク管理に関する委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。	同左

２．金融商品の時価等に関する事項

項目	前期 令和1年12月10日現在	当期 令和2年6月10日現在
１．　貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
２．　時価の算定方法	(１)有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」にて記載しております。 (２)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (３)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左
３．　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）
売買目的有価証券

種類	前期 令和1年12月10日現在	当期 令和2年6月10日現在
	最終計算期間の 損益に含まれた 評価差額（円）	最終計算期間の 損益に含まれた 評価差額（円）
親投資信託受益証券	15,598,148	106,937,414
合計	15,598,148	106,937,414

（デリバティブ取引等に関する注記）
該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）
該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

	前期 令和1年12月10日現在	当期 令和2年6月10日現在
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	1.0722円 (10,722円)	0.9780円 (9,780円)

（４）【附属明細表】

第１　有価証券明細表

（１）株式

該当事項はありません。

（２）株式以外の有価証券

令和2年6月10日現在

種類	銘柄	券面総額 （円）	評価額 （円）	備考
親投資信託受益証券	ＭＨＡＭ日本債券マザーファンド	582,786,460	832,510,458	
	ＭＨＡＭ好配当利回り株マザーファンド	278,793,891	998,751,235	
	ＭＨＡＭ　Ｊ－ＲＥＩＴマザーファンド	287,894,871	1,013,361,156	
	ＭＨＡＭ物価連動国債マザーファンドⅡ	309,189,214	368,213,434	
親投資信託受益証券　合計		1,458,664,436	3,212,836,283	
合計			3,212,836,283	

（注）親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【日本３資産ファンド　成長コース】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 令和1年12月10日現在	当期 令和2年6月10日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	48,607,619	57,057,891
親投資信託受益証券	4,054,852,937	3,391,803,435
未収入金	20,000,000	―
流動資産合計	4,123,460,556	3,448,861,326
資産合計	4,123,460,556	3,448,861,326
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	7,964,203	7,500,998
未払解約金	8,917,690	3,585,162
未払受託者報酬	179,834	150,424
未払委託者報酬	3,416,947	2,858,243
その他未払費用	13,654	10,843
流動負債合計	20,492,328	14,105,670
負債合計	20,492,328	14,105,670
純資産の部		
元本等		
元本	3,982,101,668	3,750,499,411
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	120,866,560	△315,743,755
（分配準備積立金）	429,152,885	421,716,393
元本等合計	4,102,968,228	3,434,755,656
純資産合計	4,102,968,228	3,434,755,656
負債純資産合計	4,123,460,556	3,448,861,326

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自　令和1年6月11日 至　令和1年12月10日	当期 自　令和1年12月11日 至　令和2年6月10日
営業収益		
受取利息	3	―
有価証券売買等損益	413,534,116	△380,849,502
営業収益合計	413,534,119	△380,849,502
営業費用		
支払利息	20,013	12,483
受託者報酬	1,147,934	988,587
委託者報酬	21,811,037	18,784,024
その他費用	87,163	71,906
営業費用合計	23,066,147	19,857,000
営業利益又は営業損失（△）	390,467,972	△400,706,502
経常利益又は経常損失（△）	390,467,972	△400,706,502
当期純利益又は当期純損失（△）	390,467,972	△400,706,502
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	6,280,903	△7,712,432
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△221,559,880	120,866,560
剰余金増加額又は欠損金減少額	9,384,036	10,000,393
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	9,384,036	10,000,393
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	―	―
剰余金減少額又は欠損金増加額	351,369	7,812,638
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	―	―
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	351,369	7,812,638
分配金	50,793,296	45,804,000
期末剰余金又は期末欠損金（△）	120,866,560	△315,743,755

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	当期 自　令和1年12月11日 至　令和2年6月10日
１．　有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	前期 令和1年12月10日現在	当期 令和2年6月10日現在
１．　期首元本額	4,497,298,437円	3,982,101,668円
期中追加設定元本額	121,661,236円	143,059,587円
期中一部解約元本額	636,858,005円	374,661,844円
２．　受益権の総数	3,982,101,668口	3,750,499,411口
３．　元本の欠損	－	純資産額が元本総額を下回っており、その差額は315,743,755円であります。

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項目	前期 自　令和1年6月11日 至　令和1年12月10日	当期 自　令和1年12月11日 至　令和2年6月10日
１．　分配金の計算過程	（自令和1年6月11日　至令和1年7月10日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（8,477,176円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（401,417,103円）及び分配準備積立金（439,853,639円）より分配対象収益は849,747,918円（1万口当たり1,913.40円）であり、うち8,882,062円（1万口当たり20円）を分配金額としております。	（自令和1年12月11日　至令和2年1月10日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（7,889,681円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（365,449,397円）及び分配準備積立金（416,240,459円）より分配対象収益は789,579,537円（1万口当たり2,027.47円）であり、うち7,788,813円（1万口当たり20円）を分配金額としております。

		（自令和1年7月11日　至令和1年8月13日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（1,783,456円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（395,084,265円）及び分配準備積立金（430,691,077円）より分配対象収益は827,558,798円（1万口当たり1,898.10円）であり、うち8,719,850円（1万口当たり20円）を分配金額としております。 （自令和1年8月14日　至令和1年9月10日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（7,401,362円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（393,123,139円）及び分配準備積立金（419,870,950円）より分配対象収益は820,395,451円（1万口当たり1,895.46円）であり、うち8,656,385円（1万口当たり20円）を分配金額としております。 （自令和1年9月11日　至令和1年10月10日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（31,055,991円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（388,188,017円）及び分配準備積立金（406,405,326円）より分配対象収益は825,649,334円（1万口当たり1,949.50円）であり、うち8,470,336円（1万口当たり20円）を分配金額としております。	（自令和2年1月11日　至令和2年2月10日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（4,383,788円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（29,168,060円）、信託約款に規定される収益調整金（363,546,805円）及び分配準備積立金（408,161,652円）より分配対象収益は805,260,305円（1万口当たり2,094.81円）であり、うち7,688,131円（1万口当たり20円）を分配金額としております。 （自令和2年2月11日　至令和2年3月10日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（3,106,971円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（366,843,812円）及び分配準備積立金（431,183,967円）より分配対象収益は801,134,750円（1万口当たり2,082.92円）であり、うち7,692,391円（1万口当たり20円）を分配金額としております。 （自令和2年3月11日　至令和2年4月10日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（30,030,859円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（362,987,187円）及び分配準備積立金（416,206,438円）より分配対象収益は809,224,484円（1万口当たり2,142.72円）であり、うち7,553,220円（1万口当たり20円）を分配金額としております。	

	（自令和1年10月11日　至令和1年11月11日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（2,099,651円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（18,594,592円）、信託約款に規定される収益調整金（373,754,749円）及び分配準備積立金（407,749,059円）より分配対象収益は802,198,051円（1万口当たり1,980.62円）であり、うち8,100,460円（1万口当たり20円）を分配金額としております。 （自令和1年11月12日　至令和1年12月10日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（2,758,418円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（23,687,506円）、信託約款に規定される収益調整金（370,075,901円）及び分配準備積立金（410,671,164円）より分配対象収益は807,192,989円（1万口当たり2,027.05円）であり、うち7,964,203円（1万口当たり20円）を分配金額としております。	（自令和2年4月11日　至令和2年5月11日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（2,426,143円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（367,142,798円）及び分配準備積立金（437,430,385円）より分配対象収益は806,999,326円（1万口当たり2,129.16円）であり、うち7,580,447円（1万口当たり20円）を分配金額としております。 （自令和2年5月12日　至令和2年6月10日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（2,367,974円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（364,193,215円）及び分配準備積立金（426,849,417円）より分配対象収益は793,410,606円（1万口当たり2,115.47円）であり、うち7,500,998円（1万口当たり20円）を分配金額としております。

（金融商品に関する注記）

１．金融商品の状況に関する事項

項目	前期 自　令和1年6月11日 至　令和1年12月10日	当期 自　令和1年12月11日 至　令和2年6月10日
１．　金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
２．　金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。	同左

３．　金融商品に係るリスク管理体制	運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。リスク管理に関する委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。	同左

２．金融商品の時価等に関する事項

項目	前期 令和1年12月10日現在	当期 令和2年6月10日現在
１．　貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
２．　時価の算定方法	(１)有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」にて記載しております。 (２)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (３)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左
３．　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）
売買目的有価証券

種類	前期 令和1年12月10日現在	当期 令和2年6月10日現在
	最終計算期間の 損益に含まれた 評価差額（円）	最終計算期間の 損益に含まれた 評価差額（円）
親投資信託受益証券	30,355,709	157,810,552
合計	30,355,709	157,810,552

（デリバティブ取引等に関する注記）
該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）
該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

	前期 令和1年12月10日現在	当期 令和2年6月10日現在
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	1.0304円 (10,304円)	0.9158円 (9,158円)

（４）【附属明細表】

第１　有価証券明細表

（１）株式

該当事項はありません。

（２）株式以外の有価証券

令和2年6月10日現在

種類	銘柄	券面総額 （円）	評価額 （円）	備考
親投資信託受益証券	ＭＨＡＭ日本債券マザーファンド	299,109,952	427,278,566	
	ＭＨＡＭ好配当利回り株マザーファンド	485,686,235	1,739,922,368	
	ＭＨＡＭ　Ｊ－ＲＥＩＴマザーファンド	293,523,682	1,033,174,008	
	ＭＨＡＭ物価連動国債マザーファンドⅡ	160,742,710	191,428,493	
親投資信託受益証券　合計		1,239,062,579	3,391,803,435	
合計			3,391,803,435	

（注）親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

「日本３資産ファンド　安定コース」、「日本３資産ファンド　成長コース」は、「ＭＨＡＭ好配当利回り株マザーファンド」受益証券、「ＭＨＡＭ日本債券マザーファンド」受益証券、「ＭＨＡＭ物価連動国債マザーファンドⅡ」受益証券及び「ＭＨＡＭ　Ｊ－ＲＥＩＴマザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券であります。

同親投資信託の状況は以下の通りであります。

なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

ＭＨＡＭ好配当利回り株マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

	令和2年6月10日現在
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	80,484,763
株式	6,233,996,930
未収入金	8,562,633
未収配当金	84,540,690
流動資産合計	6,407,585,016
資産合計	6,407,585,016
負債の部	
流動負債	
未払金	9,400,970
流動負債合計	9,400,970
負債合計	9,400,970
純資産の部	
元本等	
元本	1,786,019,737
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	4,612,164,309
元本等合計	6,398,184,046
純資産合計	6,398,184,046
負債純資産合計	6,407,585,016

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	自　令和1年12月11日 至　令和2年6月10日
１．　有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
２．　収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	令和2年6月10日現在
１．　本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	1,797,729,437円
同期中追加設定元本額	88,795,924円
同期中一部解約元本額	100,505,624円
元本の内訳	
ファンド名	
ＭＨＡＭトリニティオープン（毎月決算型）	645,541,352円
ＭＨＡＭ６資産バランスファンド	204,862,772円
ＭＨＡＭ６資産バランスファンド（年１回決算型）	10,131,137円
日本３資産ファンド　安定コース	278,793,891円
日本３資産ファンド　成長コース	485,686,235円
日本３資産ファンド（年１回決算型）	6,514,874円
ＭＨＡＭ日本好配当株オープン	154,489,476円
計	1,786,019,737円
２．　受益権の総数	1,786,019,737口

（金融商品に関する注記）

１．金融商品の状況に関する事項

項目	自　令和1年12月11日 至　令和2年6月10日
１．　金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
２．　金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。
３．　金融商品に係るリスク管理体制	運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。リスク管理に関する委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。

２．金融商品の時価等に関する事項

項目	令和2年6月10日現在
１．　貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
２．　時価の算定方法	(１)有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」にて記載しております。 (２)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (３)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
３．　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	令和2年6月10日現在 当期の 損益に含まれた 評価差額（円）
株式	△409,864,945
合計	△409,864,945

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

	令和2年6月10日現在
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	3.5824円 (35,824円)

附属明細表

第１　有価証券明細表

（１）株式

令和2年6月10日現在

銘柄	株式数	評価額（円）		備考
		単価	金額	
安藤・間	66,900	690.00	46,161,000	
長谷工コーポレーション	33,600	1,364.00	45,830,400	
熊谷組	16,400	2,723.00	44,657,200	
東洋建設	56,600	419.00	23,715,400	
五洋建設	20,700	587.00	12,150,900	
積水ハウス	4,100	2,162.50	8,866,250	
ＮＥＣネッツエスアイ	37,500	1,993.00	74,737,500	
キリンホールディングス	23,800	2,315.00	55,097,000	
エービーシー・マート	9,600	6,620.00	63,552,000	
パルグループホールディングス	7,800	1,414.00	11,029,200	
日本たばこ産業	13,200	2,206.00	29,119,200	
野村不動産ホールディングス	54,800	2,165.00	118,642,000	
旭化成	33,300	940.50	31,318,650	
コーエーテクモホールディングス	12,200	3,230.00	39,406,000	
デンカ	8,200	2,805.00	23,001,000	
三菱瓦斯化学	99,600	1,678.00	167,128,800	
ＪＳＲ	67,200	2,018.00	135,609,600	
東京応化工業	11,300	5,020.00	56,726,000	
アイカ工業	7,100	3,355.00	23,820,500	
武田薬品工業	71,500	4,115.00	294,222,500	
アステラス製薬	35,400	1,839.50	65,118,300	
太陽ホールディングス	4,100	5,020.00	20,582,000	
トレンドマイクロ	36,600	6,210.00	227,286,000	
ポーラ・オルビスホールディングス	3,500	2,228.00	7,798,000	
出光興産	15,600	2,429.00	37,892,400	

ＪＸＴＧホールディングス	185,700	421.90	78,346,830	
ブリヂストン	7,000	3,703.00	25,921,000	
日本碍子	13,900	1,681.00	23,365,900	
フジミインコーポレーテッド	17,400	3,125.00	54,375,000	
ニチアス	22,500	2,446.00	55,035,000	
日本軽金属ホールディングス	66,300	196.00	12,994,800	
アサヒホールディングス	35,700	2,779.00	99,210,300	
三和ホールディングス	26,000	1,010.00	26,260,000	
アマダ	21,300	1,012.00	21,555,600	
小松製作所	12,000	2,306.00	27,672,000	
日立建機	12,300	3,055.00	37,576,500	
ブラザー工業	41,900	2,116.00	88,660,400	
日本精工	16,500	898.00	14,817,000	
三菱電機	135,000	1,483.50	200,272,500	
マブチモーター	9,200	3,600.00	33,120,000	
沖電気工業	30,000	1,111.00	33,330,000	
セイコーエプソン	37,200	1,423.00	52,935,600	
エスペック	7,600	1,828.00	13,892,800	
トヨタ自動車	43,300	7,094.00	307,170,200	
本田技研工業	71,500	3,039.00	217,288,500	
ＳＵＢＡＲＵ	12,400	2,593.50	32,159,400	
ヤマハ発動機	11,200	1,773.00	19,857,600	
ユナイテッドアローズ	3,900	2,108.00	8,221,200	
スター精密	39,300	1,342.00	52,740,600	
キヤノン電子	9,900	1,752.00	17,344,800	
キヤノン	24,100	2,347.50	56,574,750	
リンテック	12,500	2,624.00	32,800,000	
伊藤忠商事	109,000	2,353.00	256,477,000	
兼松	61,000	1,343.00	81,923,000	
三井物産	103,500	1,748.00	180,918,000	
東京エレクトロン	10,100	23,880.00	241,188,000	
三菱商事	62,100	2,491.50	154,722,150	
兼松エレクトロニクス	6,200	3,810.00	23,622,000	
島忠	19,500	2,901.00	56,569,500	
三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	357,600	469.00	167,714,400	
三井住友トラスト・ホールディングス	16,400	3,277.00	53,742,800	
三井住友フィナンシャルグループ	50,100	3,326.00	166,632,600	
ＳＢＩホールディングス	45,100	2,345.00	105,759,500	
日立キャピタル	24,500	2,493.00	61,078,500	
オリックス	45,100	1,550.00	69,905,000	
ＳＯＭＰＯホールディングス	22,300	3,876.00	86,434,800	
ＭＳ＆ＡＤインシュアランスグループホールディングス	35,900	3,300.00	118,470,000	
第一生命ホールディングス	27,600	1,523.50	42,048,600	
東京海上ホールディングス	22,900	5,091.00	116,583,900	
東京建物	64,400	1,455.00	93,702,000	
日本電信電話	73,900	2,512.00	185,636,800	
ＫＤＤＩ	82,200	3,191.00	262,300,200	
ソフトバンク	111,300	1,374.00	152,926,200	
ＮＴＴドコモ	55,600	2,890.00	160,684,000	

電源開発	18,000	2,109.00	37,962,000	
丹青社	5,500	817.00	4,493,500	
因幡電機産業	18,200	2,502.00	45,536,400	
合計	3,124,200		6,233,996,930	

（２）株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

ＭＨＡＭ日本債券マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

	令和2年6月10日現在
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	48,290,610
国債証券	3,615,690,755
社債券	855,849,700
未収入金	301,100,180
未収利息	4,703,221
前払費用	436,542
流動資産合計	4,826,071,008
資産合計	4,826,071,008
負債の部	
流動負債	
未払金	299,544,400
流動負債合計	299,544,400
負債合計	299,544,400
純資産の部	
元本等	
元本	3,168,739,536
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	1,357,787,072
元本等合計	4,526,526,608
純資産合計	4,526,526,608
負債純資産合計	4,826,071,008

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	自　令和1年12月11日 至　令和2年6月10日
１．　有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券及び社債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）等で評価しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	令和2年6月10日現在
１．　本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	3,678,408,556円
同期中追加設定元本額	217,031,385円
同期中一部解約元本額	726,700,405円
元本の内訳	
ファンド名	
ＭＨＡＭライフ　ナビゲーション　インカム	298,262,995円
ＭＨＡＭライフ　ナビゲーション　２０２０	172,514,932円
ＭＨＡＭライフ　ナビゲーション　２０３０	750,764,228円
ＭＨＡＭライフ　ナビゲーション　２０４０	492,989,967円
ＭＨＡＭライフ　ナビゲーション　２０５０	47,986,202円
ＭＨＡＭ６資産バランスファンド	486,671,933円
ＭＨＡＭ６資産バランスファンド（年１回決算型）	24,465,255円
日本３資産ファンド　安定コース	582,786,460円
日本３資産ファンド　成長コース	299,109,952円
日本３資産ファンド（年１回決算型）	13,187,612円
計	3,168,739,536円
２．　受益権の総数	3,168,739,536口

（金融商品に関する注記）

１．金融商品の状況に関する事項

項目	自　令和1年12月11日 至　令和2年6月10日
１．　金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
２．　金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。
３．　金融商品に係るリスク管理体制	運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。リスク管理に関する委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。

２．金融商品の時価等に関する事項

項目	令和2年6月10日現在
１．　貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
２．　時価の算定方法	(１)有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」にて記載しております。 (２)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (３)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
３．　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	令和2年6月10日現在 当期の 損益に含まれた 評価差額（円）
国債証券	△45,450,335
社債券	△4,349,300
合計	△49,799,635

（注）「当期の損益に含まれた評価差額」は、当該親投資信託の計算期間開始日から開示対象ファンドの期末日までの期間（令和1年7月2日から令和2年6月10日まで）に対応する金額であります。

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

	令和2年6月10日現在
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	1.4285円 (14,285円)

附属明細表

第１　有価証券明細表

（１）株式

該当事項はありません。

（２）株式以外の有価証券

令和2年6月10日現在

種類	銘柄	券面総額 （円）	評価額 （円）	備考
国債証券	４００回　利付国庫債券（２年）	180,000,000	180,432,000	
	４０２回　利付国庫債券（２年）	243,000,000	243,692,550	
	１２９回　利付国庫債券（５年）	352,000,000	353,168,640	
	１３１回　利付国庫債券（５年）	92,000,000	92,425,040	
	１３６回　利付国庫債券（５年）	198,000,000	199,502,820	
	１４０回　利付国庫債券（５年）	255,000,000	257,320,500	
	１０回　利付国庫債券（４０年）	50,000,000	55,951,500	
	１１回　利付国庫債券（４０年）	9,000,000	9,780,120	
	１２回　利付国庫債券（４０年）	23,000,000	22,632,460	
	３４５回　利付国庫債券（１０年）	96,000,000	97,197,120	

３５４回　利付国庫債券（１０年）	187,000,000	188,970,980	
３５５回　利付国庫債券（１０年）	322,000,000	325,197,460	
３５６回　利付国庫債券（１０年）	305,000,000	307,827,350	
３５８回　利付国庫債券（１０年）	17,000,000	17,132,600	
３０回　利付国庫債券（３０年）	7,000,000	9,471,210	
３８回　利付国庫債券（３０年）	26,000,000	33,737,860	
４４回　利付国庫債券（３０年）	51,000,000	65,598,240	
５１回　利付国庫債券（３０年）	50,000,000	47,752,000	
５７回　利付国庫債券（３０年）	29,000,000	31,180,220	
５８回　利付国庫債券（３０年）	48,000,000	51,637,440	
５９回　利付国庫債券（３０年）	18,000,000	18,908,100	
６０回　利付国庫債券（３０年）	6,000,000	6,610,920	
６１回　利付国庫債券（３０年）	19,000,000	19,923,780	
６３回　利付国庫債券（３０年）	42,000,000	40,626,180	
６６回　利付国庫債券（３０年）	80,000,000	77,225,600	
１２６回　利付国庫債券（２０年）	37,000,000	44,659,000	
１３１回　利付国庫債券（２０年）	16,000,000	18,886,080	
１３５回　利付国庫債券（２０年）	88,000,000	104,322,240	
１４４回　利付国庫債券（２０年）	17,000,000	19,888,640	
１４７回　利付国庫債券（２０年）	29,000,000	34,460,120	
１５０回　利付国庫債券（２０年）	189,000,000	220,326,750	
１５３回　利付国庫債券（２０年）	87,500,000	101,096,625	
１６１回　利付国庫債券（２０年）	37,000,000	38,766,380	
１６３回　利付国庫債券（２０年）	36,000,000	37,672,560	
１６４回　利付国庫債券（２０年）	18,000,000	18,513,540	

	１６６回　利付国庫債券（２０年）	21,000,000	22,320,060	
	１６７回　利付国庫債券（２０年）	39,000,000	40,017,510	
	１６８回　利付国庫債券（２０年）	112,000,000	112,885,920	
	１７１回　利付国庫債券（２０年）	16,000,000	15,796,000	
	１７２回　利付国庫債券（２０年）	32,000,000	32,176,640	
国債証券　合計		3,479,500,000	3,615,690,755	
社債券	１５回　キリンホールディングス社債	100,000,000	99,949,000	
	１５回　Ｚホールディングス社債	100,000,000	100,008,000	
	１０回　新生銀行社債	100,000,000	99,708,000	
	７４回　アコム社債	100,000,000	100,426,000	
	５１回　野村ホールディングス社債	100,000,000	99,819,000	
	１０９回　近鉄グループホールディングス社債	50,000,000	49,811,500	
	４９６回　関西電力社債	10,000,000	10,296,900	
	４９７回　関西電力社債	50,000,000	51,751,000	
	５３２回　関西電力社債	100,000,000	99,815,000	
	４２７回　九州電力社債	110,000,000	113,599,200	
	４２８回　九州電力社債	20,000,000	20,597,800	
	３２０回　北海道電力社債	10,000,000	10,068,300	
社債券　合計		850,000,000	855,849,700	
合計			4,471,540,455	

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

ＭＨＡＭ物価連動国債マザーファンドⅡ

貸借対照表

（単位：円）

	令和2年6月10日現在
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	8,449,755
国債証券	551,069,924
未収利息	136,552
前払費用	4,130
流動資産合計	559,660,361
資産合計	559,660,361
負債の部	
流動負債	
流動負債合計	－
負債合計	－
純資産の部	
元本等	
元本	469,931,924
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	89,728,437
元本等合計	559,660,361
純資産合計	559,660,361
負債純資産合計	559,660,361

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	自　令和1年12月11日 至　令和2年6月10日
１．　有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）等で評価しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	令和2年6月10日現在
１．　本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	499,429,337円
同期中追加設定元本額	24,748,067円
同期中一部解約元本額	54,245,480円
元本の内訳	
ファンド名	
日本３資産ファンド　安定コース	309,189,214円
日本３資産ファンド　成長コース	160,742,710円
計	469,931,924円
２．　受益権の総数	469,931,924口

（金融商品に関する注記）

１．金融商品の状況に関する事項

項目	自　令和1年12月11日 至　令和2年6月10日
１．　金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
２．　金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。
３．　金融商品に係るリスク管理体制	運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。リスク管理に関する委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。

２．金融商品の時価等に関する事項

項目	令和2年6月10日現在
１．　貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
２．　時価の算定方法	(１)有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」にて記載しております。 (２)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (３)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
３．　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）
売買目的有価証券

種類	令和2年6月10日現在 当期の 損益に含まれた 評価差額（円）
国債証券	△10,566,255
合計	△10,566,255

（注）「当期の損益に含まれた評価差額」は、当該親投資信託の計算期間開始日から開示対象ファンドの期末日までの期間（令和1年12月21日から令和2年6月10日まで）に対応する金額であります。

（デリバティブ取引等に関する注記）
該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）
該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

	令和2年6月10日現在
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	1.1909円 (11,909円)

附属明細表

第１　有価証券明細表

（１）株式

該当事項はありません。

（２）株式以外の有価証券

令和2年6月10日現在

種類	銘柄	券面総額 （円）	評価額 （円）	備考
国債証券	１７回　物価連動国債（１０年）	68,000,000	71,714,840	
	１８回　物価連動国債（１０年）	38,000,000	39,888,695	
	１９回　物価連動国債（１０年）	50,000,000	50,900,850	
	２０回　物価連動国債（１０年）	76,000,000	77,405,278	
	２１回　物価連動国債（１０年）	76,000,000	77,219,331	
	２２回　物価連動国債（１０年）	82,000,000	83,599,692	
	２３回　物価連動国債（１０年）	70,000,000	70,798,982	
	２４回　物価連動国債（１０年）	70,000,000	70,380,272	
	２５回　物価連動国債（１０年）	9,000,000	9,161,984	
国債証券　合計		539,000,000	551,069,924	
合計			551,069,924	

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

ＭＨＡＭ　Ｊ－ＲＥＩＴマザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

	令和2年6月10日現在
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	467,434,883
投資証券	58,889,108,000
未収入金	197,295,080
未収配当金	390,126,051
流動資産合計	59,943,964,014
資産合計	59,943,964,014
負債の部	
流動負債	
未払金	184,530,664
未払解約金	36,350,000
流動負債合計	220,880,664
負債合計	220,880,664
純資産の部	
元本等	
元本	16,967,108,925
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	42,755,974,425
元本等合計	59,723,083,350
純資産合計	59,723,083,350
負債純資産合計	59,943,964,014

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	自　令和1年12月11日 至　令和2年6月10日
１．　有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
２．　収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	令和2年6月10日現在
１．　本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	17,448,440,417円
同期中追加設定元本額	737,036,142円
同期中一部解約元本額	1,218,367,634円
元本の内訳	
ファンド名	
みずほ　Ｊ－ＲＥＩＴ　ファンド	13,424,380,528円
ＭＨＡＭトリニティオープン（毎月決算型）	671,247,552円
ＭＨＡＭ６資産バランスファンド	209,016,398円
ＭＨＡＭ６資産バランスファンド（年１回決算型）	10,193,021円
日本３資産ファンド　安定コース	287,894,871円
日本３資産ファンド　成長コース	293,523,682円
日本３資産ファンド（年１回決算型）	6,429,245円
Ｊ－ＲＥＩＴセレクション（毎月決算型）	80,987,869円
Ｊ－ＲＥＩＴセレクション（年１回決算型）	47,985,347円
みずほ　Ｊ－ＲＥＩＴ　ファンド（年１回決算型）	1,928,437,002円
ＭＨＡＭ　Ｊ－ＲＥＩＴファンドＶＡ［適格機関投資家専用］	7,013,410円
計	16,967,108,925円
２．　受益権の総数	16,967,108,925口

（金融商品に関する注記）

１．金融商品の状況に関する事項

項目	自　令和1年12月11日 至　令和2年6月10日
１．　金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
２．　金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。
３．　金融商品に係るリスク管理体制	運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。リスク管理に関する委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。

２．金融商品の時価等に関する事項

項目	令和2年6月10日現在
１．　貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
２．　時価の算定方法	(１)有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」にて記載しております。 (２)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (３)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
３．　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	令和2年6月10日現在 当期の 損益に含まれた 評価差額（円）
投資証券	△10,168,226,331
合計	△10,168,226,331

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

	令和2年6月10日現在
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	3.5199円 (35,199円)

附属明細表

第１　有価証券明細表

（１）株式

該当事項はありません。

（２）株式以外の有価証券

令和2年6月10日現在

種類	銘柄	券面総額 （円）	評価額 （円）	備考
投資証券	ＣＲＥロジスティクスファンド投資法人	1,792	252,134,400	
	ＧＬＰ投資法人	17,147	2,357,712,500	
	ＭＣＵＢＳ　ＭｉｄＣｉｔｙ投資法人	7,612	704,110,000	
	Ｏｎｅリート投資法人	1,975	548,260,000	
	ＳＯＳＩＬＡ物流リート投資法人	1,401	175,265,100	
	いちごオフィスリート投資法人	7,627	617,787,000	
	さくら総合リート投資法人	3,145	265,438,000	
	アクティビア・プロパティーズ投資法人	4,079	1,725,417,000	
	アドバンス・レジデンス投資法人	7,294	2,272,081,000	
	イオンリート投資法人	7,200	859,680,000	
	インベスコ・オフィス・ジェイリート投資法人	60,110	994,820,500	
	インヴィンシブル投資法人	25,970	899,860,500	
	オリックス不動産投資法人	14,873	2,436,197,400	
	グローバル・ワン不動産投資法人	3,876	412,794,000	

ケネディクス・オフィス投資法人	2,324	1,501,304,000	
ケネディクス・レジデンシャル・ネクスト投資法人	4,548	825,462,000	
ケネディクス商業リート投資法人	2,240	476,448,000	
コンフォリア・レジデンシャル投資法人	3,726	1,162,512,000	
サムティ・レジデンシャル投資法人	1,409	149,213,100	
サンケイリアルエステート投資法人	3,668	377,804,000	
ザイマックス・リート投資法人	670	68,608,000	
ジャパン・ホテル・リート投資法人	20,692	1,067,707,200	
ジャパンエクセレント投資法人	7,326	1,010,988,000	
ジャパンリアルエステイト投資法人	6,936	4,140,792,000	
スターアジア不動産投資法人	2,262	220,092,600	
スターツプロシード投資法人	970	191,478,000	
ヒューリックリート投資法人	3,852	584,733,600	
フロンティア不動産投資法人	695	266,880,000	
プレミア投資法人	5,521	686,260,300	
ヘルスケア＆メディカル投資法人	1,350	165,915,000	
ユナイテッド・アーバン投資法人	9,925	1,369,650,000	
ラサールロジポート投資法人	8,470	1,306,921,000	
伊藤忠アドバンス・ロジスティクス投資法人	2,370	309,996,000	
阪急阪神リート投資法人	2,935	404,149,500	
三井不動産ロジスティクスパーク投資法人	2,302	1,008,276,000	
三菱地所物流リート投資法人	2,337	912,598,500	
産業ファンド投資法人	8,026	1,294,593,800	
森トラスト・ホテルリート投資法人	112	12,017,600	
森トラスト総合リート投資法人	557	80,597,900	
森ヒルズリート投資法人	8,983	1,299,840,100	
星野リゾート・リート投資法人	373	179,413,000	
積水ハウス・リート投資法人	11,593	840,492,500	
大和ハウスリート投資法人	7,401	1,901,316,900	
大和証券オフィス投資法人	2,158	1,383,278,000	
大和証券リビング投資法人	11,633	1,138,870,700	
東急リアル・エステート投資法人	3,522	577,960,200	
日本アコモデーションファンド投資法人	2,480	1,550,000,000	
日本ビルファンド投資法人	6,430	4,475,280,000	
日本プライムリアルティ投資法人	2,259	827,923,500	

	日本プロロジスリート投資法人	10,137	2,954,935,500	
	日本リート投資法人	2,805	1,089,742,500	
	日本リテールファンド投資法人	12,520	2,058,288,000	
	日本ロジスティクスファンド投資法人	4,615	1,277,893,500	
	福岡リート投資法人	1,232	173,219,200	
	平和不動産リート投資法人	4,100	442,390,000	
	野村不動産マスターファンド投資法人	17,591	2,601,708,900	
投資証券　合計		379,156	58,889,108,000	
合計			58,889,108,000	

（注）投資証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

２【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

日本３資産ファンド　安定コース

令和2年6月30日現在

Ⅰ　資産総額	3,251,264,769円
Ⅱ　負債総額	2,953,231円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	3,248,311,538円
Ⅳ　発行済数量	3,412,295,870口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	0.9519円

日本３資産ファンド　成長コース

令和2年6月30日現在

Ⅰ　資産総額	3,344,110,113円
Ⅱ　負債総額	11,071,965円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	3,333,038,148円
Ⅳ　発行済数量	3,766,866,118口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	0.8848円

（参考）

ＭＨＡＭ好配当利回り株マザーファンド

令和2年6月30日現在

Ⅰ　資産総額	6,197,946,148円
Ⅱ　負債総額	42,785,411円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	6,155,160,737円
Ⅳ　発行済数量	1,786,019,737口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	3.4463円

ＭＨＡＭ日本債券マザーファンド

令和2年6月30日現在

Ⅰ　資産総額	4,681,395,185円
Ⅱ　負債総額	106,265,000円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	4,575,130,185円
Ⅳ　発行済数量	3,208,092,524口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.4261円

ＭＨＡＭ物価連動国債マザーファンドⅡ

令和2年6月30日現在

Ⅰ　資産総額	557,118,707円
Ⅱ　負債総額	0円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	557,118,707円
Ⅳ　発行済数量	469,931,924口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.1855円

ＭＨＡＭ　Ｊ－ＲＥＩＴマザーファンド

令和2年6月30日現在

Ⅰ　資産総額	**56,917,808,513円**
Ⅱ　負債総額	**198,932,502円**
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	**56,718,876,011円**
Ⅳ　発行済数量	**16,871,833,695口**
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	**3.3617円**

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者等名簿

該当事項はありません。

(3) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(4) 受益権の譲渡制限

譲渡制限はありません。

① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(6) 受益権の再分割

委託会社は、社振法に定めるところにしたがい、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(7) 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

（1）資本金の額（2020年6月30日現在）

資本金の額　　20億円

発行する株式総数※　　100,000株
（普通株式 上限100,000株、Ａ種種類株式 上限30,000株）

発行済株式総数　　40,000株
（普通株式24,490株、Ａ種種類株式15,510株）

※種類株式の発行が可能

直近５カ年の資本金の増減：該当事項はありません。

（2）会社の機構（2020年6月30日現在）

①　会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。

取締役は株主総会で選任されます。取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、その選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、任期の満了前に退任した取締役（監査等委員である取締役を除く。）の補欠として選任された取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、現任取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期の満了の時までとします。

また、監査等委員である取締役の任期は、その選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了の時までとします。

取締役会は、決議によって代表取締役を選定します。代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

また、取締役会の決議によって、取締役社長を定めることができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として取締役社長が招集します。取締役会の議長は、原則として取締役社長があたります。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行います。

②　投資運用の意思決定機構

1.投資環境見通しおよび運用方針の策定

経済環境見通し、資産別市場見通し、資産配分方針および資産別運用方針は月次で開催する「投資環境会議」および「投資方針会議」にて協議、策定致します。これらの会議は運用本部長・副本部長、運用グループ長等で構成されます。

2.運用計画、売買計画の決定

各ファンドの運用は「投資環境会議」および「投資方針会議」における協議の内容を踏まえて、ファンド毎に個別に任命された運用担当者が行います。運用担当者は月次で運用計画書を作成し、運用本部長の承認を受けます。運用担当者は承認を受けた運用計画に基づき、運用を行います。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）ならびにその受益証券（受益権）の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っています。

2020年6月30日現在、委託会社の運用する投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除く）

基本的性格	本数	純資産総額（単位：円）
追加型公社債投資信託	26	1,323,999,246,050
追加型株式投資信託	858	13,221,868,526,595
単位型公社債投資信託	36	92,360,845,213
単位型株式投資信託	186	1,190,816,034,444
合計	1,106	15,829,044,652,302

３【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社であるアセットマネジメントOne株式会社（以下「委託会社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

2. 財務諸表の金額は、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

3. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき第35期事業年度（自2019年4月1日至2020年3月31日）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

（単位：千円）

		第34期 （2019年3月31日現在）		第35期 （2020年3月31日現在）
（資産の部）				
流動資産				
現金・預金		41,087,475		32,932,013
金銭の信託		18,773,228		28,548,165
有価証券		153,518		996
未収委託者報酬		12,438,085		11,487,393
未収運用受託報酬		3,295,109		4,674,225
未収投資助言報酬		327,064		331,543
未収収益		56,925		11,674
前払費用		573,874		480,129
その他		491,914		2,815,351
流動資産計		77,197,195		81,281,494
固定資産				
有形固定資産		1,461,316		1,278,455
建物	※1	1,096,916	※1	1,006,793
器具備品	※1	364,399	※1	270,768
建設仮勘定		－		894
無形固定資産		2,411,540		3,524,781
ソフトウエア		885,545		3,299,065
ソフトウエア仮勘定		1,522,040		221,784
電話加入権		3,931		3,931
電信電話専用施設利用権		23		－
投資その他の資産		9,269,808		9,482,127
投資有価証券		1,611,931		261,361
関係会社株式		4,499,196		5,299,196
長期差入保証金		1,312,328		1,302,402
繰延税金資産		1,748,459		2,508,004
その他		97,892		111,162
固定資産計		13,142,665		14,285,364
資産合計		90,339,861		95,566,859

（単位：千円）

	第34期 （2019年3月31日現在）	第35期 （2020年3月31日現在）
（負債の部）		
流動負債		
預り金	2,183,889	3,702,906
未払金	5,697,942	4,803,140
未払収益分配金	1,053	966
未払償還金	48,968	9,999
未払手数料	4,883,723	4,582,140
その他未払金	764,196	210,034
未払費用	6,724,986	6,673,320
未払法人税等	3,341,238	4,090,268
未払消費税等	576,632	1,338,183
賞与引当金	1,344,466	1,373,328
役員賞与引当金	48,609	65,290
流動負債計	19,917,766	22,046,438
固定負債		
退職給付引当金	1,895,158	2,118,947
時効後支払損引当金	177,851	174,139
固定負債計	2,073,009	2,293,087
負債合計	21,990,776	24,339,526
（純資産の部）		
株主資本		
資本金	2,000,000	2,000,000
資本剰余金	19,552,957	19,552,957
資本準備金	2,428,478	2,428,478
その他資本剰余金	17,124,479	17,124,479
利益剰余金	45,949,372	49,674,383
利益準備金	123,293	123,293
その他利益剰余金	45,826,079	49,551,090
別途積立金	31,680,000	31,680,000
繰越利益剰余金	14,146,079	17,871,090
株主資本計	67,502,329	71,227,341
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	846,755	△7
評価・換算差額等計	846,755	△7
純資産合計	68,349,085	71,227,333
負債・純資産合計	90,339,861	95,566,859

（２）【損益計算書】

（単位：千円）

	第34期 （自　2018年4月1日 至　2019年3月31日）		第35期 （自　2019年4月1日 至　2020年3月31日）	
営業収益				
委託者報酬	84,812,585		84,426,075	
運用受託報酬	16,483,356		16,912,305	
投資助言報酬	1,235,553		1,208,954	
その他営業収益	113,622		68,156	
営業収益計		102,645,117		102,615,492
営業費用				
支払手数料	36,100,556		34,980,736	
広告宣伝費	387,028		340,791	
公告費	375		375	
調査費	24,389,003		25,132,268	
調査費	9,956,757		10,586,542	
委託調査費	14,432,246		14,545,725	
委託計算費	936,075		698,723	
営業雑経費	1,254,114		990,002	
通信費	47,007		44,209	
印刷費	978,185		738,330	
協会費	63,558		71,386	
諸会費	22,877		22,790	
支払販売手数料	142,485		113,286	
営業費用計		63,067,153		62,142,897
一般管理費				
給料	10,859,354		10,817,861	
役員報酬	189,198		174,795	
給料・手当	9,098,957		9,087,800	
賞与	1,571,197		1,555,264	
交際費	60,115		40,436	
寄付金	7,255		8,906	
旅費交通費	361,479		320,037	
租税公課	588,172		651,265	
不動産賃借料	1,511,876		1,479,503	
退職給付費用	521,184		505,189	
固定資産減価償却費	590,667		882,526	
福利厚生費	45,292		44,352	
修繕費	16,247		1,843	
賞与引当金繰入額	1,344,466		1,373,328	
役員賞与引当金繰入額	48,609		65,290	
機器リース料	130		233	
事務委託費	3,302,806		3,625,424	
事務用消耗品費	131,074		104,627	
器具備品費	8,112		1,620	
諸経費	188,367		197,094	
一般管理費計		19,585,212		20,119,543
営業利益		19,992,752		20,353,050

（単位：千円）

	第34期 （自　2018年4月1日 至　2019年3月31日）		第35期 （自　2019年4月1日 至　2020年3月31日）	
営業外収益				
受取利息	1,749		4,440	
受取配当金	73,517		11,185	
時効成立分配金・償還金	8,582		49,164	
投資信託償還益	―		5,528	
受取負担金	177,066		297,886	
雑収入	24,919		7,394	
時効後支払損引当金戻入額	19,797		3,473	
営業外収益計		305,633		379,073
営業外費用				
為替差損	17,542		19,750	
投資信託償還損	―		1	
金銭の信託運用損	175,164		169,505	
システム解約料	―		31,680	
雑損失	5,659		104	
営業外費用計		198,365		221,042
経常利益		20,100,019		20,511,082
特別利益				
投資有価証券売却益	353,644		1,169,758	
特別利益計		353,644		1,169,758
特別損失				
固定資産除却損	※1　19,121		※1　16,085	
特別損失計		19,121		16,085
税引前当期純利益		20,434,543		21,664,754
法人税、住民税及び事業税		6,386,793		7,045,579
法人税等調整額		△71,767		△385,835
法人税等合計		6,315,026		6,659,743
当期純利益		14,119,516		15,005,011

（３）【株主資本等変動計算書】

第34期（自　2018年4月1日　至　2019年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
						その他利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	別途積立金	研究開発積立金	運用責任準備積立金	繰越利益剰余金
当期首残高	2,000,000	2,428,478	17,124,479	19,552,957	123,293	24,580,000	300,000	200,000	19,146,562
当期変動額									
剰余金の配当									△12,520,000
当期純利益									14,119,516
別途積立金の積立						7,100,000			
研究開発積立金の取崩							△300,000		
運用責任準備積立金の取崩								△200,000	
繰越利益剰余金の取崩									△6,600,000
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	－	－	－	－	－	7,100,000	△300,000	△200,000	△5,000,483
当期末残高	2,000,000	2,428,478	17,124,479	19,552,957	123,293	31,680,000	－	－	14,146,079

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金合計	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	44,349,855	65,902,812	795,002	795,002	66,697,815
当期変動額					
剰余金の配当	△12,520,000	△12,520,000			△12,520,000
当期純利益	14,119,516	14,119,516			14,119,516
別途積立金の積立	7,100,000	7,100,000			7,100,000
研究開発積立金の取崩	△300,000	△300,000			△300,000
運用責任準備積立金の取崩	△200,000	△200,000			△200,000
繰越利益剰余金の取崩	△6,600,000	△6,600,000			△6,600,000
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)		－	51,753	51,753	51,753
当期変動額合計	1,599,516	1,599,516	51,753	51,753	1,651,270
当期末残高	45,949,372	67,502,329	846,755	846,755	68,349,085

第35期（自　2019年4月1日　至　2020年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
						別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	2,000,000	2,428,478	17,124,479	19,552,957	123,293	31,680,000	14,146,079	45,949,372	67,502,329
当期変動額									
剰余金の配当							△11,280,000	△11,280,000	△11,280,000
当期純利益							15,005,011	15,005,011	15,005,011
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									―
当期変動額合計	―	―	―	―	―	―	3,725,011	3,725,011	3,725,011
当期末残高	2,000,000	2,428,478	17,124,479	19,552,957	123,293	31,680,000	17,871,090	49,674,383	71,227,341

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	846,755	846,755	68,349,085
当期変動額			
剰余金の配当			△11,280,000
当期純利益			15,005,011
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△846,763	△846,763	△846,763
当期変動額合計	△846,763	△846,763	2,878,247
当期末残高	△7	△7	71,227,333

重要な会計方針

1．有価証券の評価基準及び評価方法	（1）子会社株式及び関連会社株式 ：移動平均法による原価法 （2）その他有価証券 時価のあるもの：決算日の市場価格等に基づく時価法 （評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 時価のないもの：移動平均法による原価法
2．金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法
3．固定資産の減価償却の方法	（1）有形固定資産 定率法を採用しております。 ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。 （2）無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
4．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、期末日の直物等為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
5．引当金の計上基準	（1）賞与引当金は、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。 （2）役員賞与引当金は、役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。 （3）退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、退職一時金制度について、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。 ①退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 ②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を費用処理しております。 数理計算上の差異については、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年または10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。 （4）時効後支払損引当金は、時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。
6．消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっております。

注記事項

（貸借対照表関係）

※1．有形固定資産の減価償却累計額

（千円）

	第34期 （2019年3月31日現在）	第35期 （2020年3月31日現在）
建物	229,897	320,020
器具備品	927,688	949,984

（損益計算書関係）

※1．固定資産除却損の内訳

（千円）

	第34期 （自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日）	第35期 （自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日）
建物	1,550	-
器具備品	439	9,609
ソフトウエア	17,130	6,475

（株主資本等変動計算書関係）

第34期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1．発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
普通株式	24,490	―	―	24,490
A種種類株式	15,510	―	―	15,510
合計	40,000	―	―	40,000

2．配当に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の総 額（千円）	1株当たり配 当額（円）	基準日	効力発生日
2018年6月20日 定時株主総会	普通株式	12,520,000	313,000	2018年3月31日	2018年6月21日
	A種種類 株式				

（2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の 種類	配当の 原資	配当金の総 額（千円）	1株当たり配 当額（円）	基準日	効力発生日
2019年6月20日 定時株主総会	普通 株式	利益 剰余金	11,280,000	282,000	2019年3月31日	2019年6月21日
	A種種 類株式					

第35期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
普通株式	24,490	－	－	24,490
A種種類株式	15,510	－	－	15,510
合計	40,000	－	－	40,000

2. 配当に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2019年6月20日定時株主総会	普通株式	11,280,000	282,000	2019年3月31日	2019年6月21日
	A種種類株式				

（2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2020年6月17日開催予定の定時株主総会において、以下のとおり決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2020年6月17日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	12,000,000	300,000	2020年3月31日	2020年6月18日
	A種種類株式					

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業を営んでおります。資金運用については、短期的な預金等に限定しております。

当社が運用を行う投資信託の商品性を適正に維持するため、当該投資信託を特定金外信託を通じて、または直接保有しております。なお、特定金外信託を通じて行っているデリバティブ取引は後述するリスクを低減する目的で行っております。当該デリバティブ取引は、実需の範囲内でのみ利用することとしており、投機的な取引は行わない方針であります。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

金銭の信託の主な内容は、当社運用ファンドの安定運用を主な目的として資金投入した投資信託及びデリバティブ取引であります。金銭の信託に含まれる投資信託は為替及び市場価格の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（為替予約取引、株価指数先物取引及び債券先物取引）を利用して一部リスクを低減しております。

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、相手先の信用リスクに晒されております。

有価証券及び投資有価証券は、主にその他有価証券（投資信託）、業務上の関係を有する企業の株式であり、発行体の信用リスクや市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である未払手数料は、１年以内の支払期日であります。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

預金の預入先については、余資運用規程に従い、格付けの高い預入先に限定することにより、リスクの軽減を図っております。

営業債権の相手先の信用リスクに関しては、当社の信用リスク管理の基本方針に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な相手先の信用状況を把握する体制としています。

有価証券及び投資有価証券の発行体の信用リスクに関しては、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しています。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

組織規程における分掌業務の定めに基づき、リスク管理担当所管にて、取引残高、損益及びリスク量等の実績管理を行い、定期的に社内委員会での報告を実施しております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

取引実行担当所管からの報告に基づき、資金管理担当所管が資金繰りを確認するとともに、十分な手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

（4）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。
なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注2）参照）。

第34期（2019年3月31日現在）

	貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
（1）現金・預金	41,087,475	41,087,475	－
（2）金銭の信託	18,773,228	18,773,228	－
（3）未収委託者報酬	12,438,085	12,438,085	－
（4）未収運用受託報酬	3,295,109	3,295,109	－
（5）有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	1,488,684	1,488,684	－
資産計	77,082,582	77,082,582	－
（1）未払手数料	4,883,723	4,883,723	－
負債計	4,883,723	4,883,723	－

第35期（2020年3月31日現在）

	貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
（1）現金・預金	32,932,013	32,932,013	－
（2）金銭の信託	28,548,165	28,548,165	－
（3）未収委託者報酬	11,487,393	11,487,393	－
（4）未収運用受託報酬	4,674,225	4,674,225	－
（5）有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	2,988	2,988	－
資産計	77,644,787	77,644,787	－
（1）未払手数料	4,582,140	4,582,140	－
負債計	4,582,140	4,582,140	－

（注1）金融商品の時価の算定方法

資　産

（1）現金・預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（2）金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券について、投資信託は基準価額によっております。また、デリバティブ取引は取引相手先金融機関より提示された価格によっております。

（3）未収委託者報酬及び（4）未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（5）有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、投資信託は基準価額によっております。

負　債

（1）未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（千円）

区分	第34期 （2019年3月31日現在）	第35期 （2020年3月31日現在）
①非上場株式	276,764	259,369
②関係会社株式	4,499,196	5,299,196

①非上場株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

②関係会社株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

（注3）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第34期（2019年3月31日現在）

	1年以内 （千円）	1年超5年以内 （千円）	5年超10年以内 （千円）	10年超 （千円）
（1）現金・預金	41,087,475	－	－	－
（2）金銭の信託	18,773,228	－	－	－
（3）未収委託者報酬	12,438,085	－	－	－
（4）未収運用受託報酬	3,295,109	－	－	－
（5）有価証券及び投資有価証券 その他有価証券(投資信託)	153,518	1,995	996	－

第35期（2020年3月31日現在）

	1年以内 （千円）	1年超5年以内 （千円）	5年超10年以内 （千円）	10年超 （千円）
（1）現金・預金	32,932,013	－	－	－
（2）金銭の信託	28,548,165	－	－	－
（3）未収委託者報酬	11,487,393	－	－	－
（4）未収運用受託報酬	4,674,225	－	－	－
（5）有価証券及び投資有価証券 その他有価証券(投資信託)	996	994	997	－

（有価証券関係）

1．子会社株式及び関連会社株式

関係会社株式（第34期の貸借対照表計上額4,499,196千円、第35期の貸借対照表計上額5,299,196千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2．その他有価証券

第34期（2019年3月31日現在）

（千円）

区分	貸借対照表日における貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
①株式	1,326,372	111,223	1,215,148
②投資信託	158,321	153,000	5,321
小計	1,484,694	264,223	1,220,470
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
①株式	―	―	―
②投資信託	3,990	4,000	△ 9
小計	3,990	4,000	△ 9
合計	1,488,684	268,223	1,220,460

（注）非上場株式（貸借対照表計上額276,764千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

第35期（2020年3月31日現在）

（千円）

区分	貸借対照表日における貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
①株式	―	―	―
②投資信託	―	―	―
小計			
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
①株式	―	―	―
②投資信託	2,988	3,000	△ 11
小計	2,988	3,000	△ 11
合計	2,988	3,000	△ 11

（注）非上場株式（貸借対照表計上額259,369千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3. 当該事業年度中に売却したその他有価証券

第34期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

区分	売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
株式	394,222	353,644	―
投資信託	―	―	―

第35期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

区分	売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
株式	1,298,377	1,169,758	―
投資信託	159,526	5,528	1

（注）投資信託の「売却額」、「売却益の合計額」及び「売却損の合計額」は、償還によるものであります。

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度（非積立型制度であります）を採用しております。確定拠出型の制度としては確定拠出年金制度を採用しております。

2. 確定給付制度

（1）退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

（千円）

	第34期 （自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日）	第35期 （自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日）
退職給付債務の期首残高	2,154,607	2,289,044
勤務費用	300,245	302,546
利息費用	1,918	2,087
数理計算上の差異の発生額	△10,147	18,448
退職給付の支払額	△158,018	△187,749
その他	438	△1,476
退職給付債務の期末残高	2,289,044	2,422,901

（2）退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

（千円）

	第34期 （2019年3月31日現在）	第35期 （2020年3月31日現在）
非積立型制度の退職給付債務	2,289,044	2,422,901
未積立退職給付債務	2,289,044	2,422,901
未認識数理計算上の差異	△150,568	△130,155
未認識過去勤務費用	△243,317	△173,798
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,895,158	2,118,947
退職給付引当金	1,895,158	2,118,947
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,895,158	2,118,947

（3）退職給付費用及びその内訳項目の金額

（千円）

	第34期 （自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日）	第35期 （自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日）
勤務費用	300,245	302,546
利息費用	1,918	2,087
数理計算上の差異の費用処理額	43,920	38,861
過去勤務費用の費用処理額	69,519	69,519
その他	△3,640	△11,303
確定給付制度に係る退職給付費用	411,963	401,711

（4）数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	第34期 （2019年3月31日現在）	第35期 （2020年3月31日現在）
割引率	0.09%	0.09%
予想昇給率	1.00%～4.42%	1.00%～4.42%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度104,720千円、当事業年度103,477千円であります。

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第34期 (2019年3月31日現在)	第35期 (2020年3月31日現在)
繰延税金資産	（千円）	（千円）
未払事業税	173,805	221,053
未払事業所税	10,915	10,778
賞与引当金	411,675	420,513
未払法定福利費	80,253	78,439
未払給与	7,961	10,410
受取負担金	138,994	47,781
運用受託報酬	102,490	331,395
資産除去債務	10,152	14,116
減価償却超過額（一括償却資産）	4,569	50,942
減価償却超過額	125,839	82,684
繰延資産償却超過額（税法上）	135,542	323,132
退職給付引当金	580,297	648,821
時効後支払損引当金	54,458	53,321
ゴルフ会員権評価損	7,360	7,360
関係会社株式評価損	166,740	166,740
投資有価証券評価損	28,976	28,976
その他	29,494	11,532
その他有価証券評価差額金	－	3
繰延税金資産小計	2,069,527	2,508,004
評価性引当額	－	－
繰延税金資産合計	2,069,527	2,508,004
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△321,067	－
繰延税金負債合計	△321,067	－
繰延税金資産の純額	1,748,459	2,508,004

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しております。

（企業結合等関係）

当社（以下「AMOne」という）は、2016年7月13日付で締結した、DIAMアセットマネジメント株式会社（以下「DIAM」という）、みずほ投信投資顧問株式会社（以下「MHAM」という）、みずほ信託銀行株式会社（以下「TB」という）及び新光投信株式会社（以下「新光投信」という）（以下総称して「統合4社」という）間の「統合契約書」に基づき、2016年10月1日付で統合いたしました。

1. 結合当事企業

結合当事企業	DIAM	MHAM	TB	新光投信
事業の内容	投資運用業務、投資助言・代理業務	投資運用業務、投資助言・代理業務	信託業務、銀行業務、投資運用業務	投資運用業務、投資助言・代理業務

2. 企業結合日

2016年10月1日

3. 企業結合の方法

①MHAMを吸収合併存続会社、新光投信を吸収合併消滅会社とする吸収合併、②TBを吸収分割会社、吸収合併後のMHAMを吸収分割承継会社とし、同社がTB資産運用部門に係る権利義務を承継する吸収分割、③DIAMを吸収合併存続会社、MHAMを吸収合併消滅会社とする吸収合併の順に実施しております。

4. 結合後企業の名称

アセットマネジメントOne株式会社

5. 企業結合の主な目的

当社は、株式会社みずほフィナンシャルグループ（以下「MHFG」という）及び第一生命ホールディングス株式会社（以下「第一生命」という）の資産運用ビジネス強化・発展に対する強力なコミットメントのもと、統合4社が長年にわたって培ってきた資産運用に係わる英知を結集し、MHFGと第一生命両社グループとの連携も最大限活用して、お客さまに最高水準のソリューションを提供するグローバルな運用会社としての飛躍を目指してまいります。

6. 合併比率

「3. 企業結合の方法」③の吸収合併における合併比率は以下の通りであります。

会社名	DIAM （存続会社）	MHAM （消滅会社）
合併比率（*）	1	0.0154

（*）普通株式と種類株式を合算して算定しております。

7. 交付した株式数

「3. 企業結合の方法」③の吸収合併において、DIAMは、MHAMの親会社であるMHFGに対して、その所有するMHAMの普通株式103万8,408株につき、DIAMの普通株式490株及び議決権を有しないA種種類株式15,510株を交付しました。

8. 経済的持分比率（議決権比率）

MHFGが企業結合直前に所有していた当社に対する経済的持分比率　50.00%
MHFGが企業結合日に追加取得した当社に対する経済的持分比率　20.00%
MHFGの追加取得後の当社に対する経済的持分比率　70.00%
なお、MHFGが所有する議決権比率については50.00%から51.00%に異動しております。

9. 取得企業を決定するに至った主な根拠

「3. 企業結合の方法」③の吸収合併において、法的に消滅会社となるMHAMの親会社であるMHFGが、結合後企業の議決権の過半数を保有することになるため、企業結合の会計上はMHAMが取得企業に該当し、DIAMが被取得企業となるものです。

10. 会計処理

「企業結合に関する会計基準」（企業結合会計基準第21号　平成25年9月13日公表分）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号　平成25年9月13日公表分）に基づき、「3. 企業結合の方法」①の吸収合併及び②の吸収分割については共通支配下の取引として処理し、③の吸収合併については逆取得として処理しております。

11. 被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合に関する事項

（1）被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価	MHAMの普通株式	144,212,500千円
取得原価		144,212,500千円

（2）発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

a.発生したのれんの金額	76,224,837千円
b.発生原因	被取得企業から受け入れた資産及び引き受けた負債の純額と取得原価との差額によります。
c.のれんの償却方法及び償却期間	20年間の均等償却

（3）企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

a.資産の額	資産合計	40,451,657千円
	うち現金・預金	11,605,537千円
	うち金銭の信託	11,792,364千円
b.負債の額	負債合計	9,256,209千円
	うち未払手数料及び未払費用	4,539,592千円

（注）顧客関連資産に配分された金額及びそれに係る繰延税金負債は、資産の額及び負債の額には含まれておりません。

（4）のれん以外の無形固定資産に配分された金額及び主要な種類別の内訳並びに全体及び主要な種類別の加重平均償却期間

a.無形固定資産に配分された金額	53,030,000千円
b.主要な種類別の内訳	
顧客関連資産	53,030,000千円
c.全体及び主要な種類別の加重平均償却期間	
顧客関連資産	16.9年

12. 被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合の差額

（1）貸借対照表項目

	第34期 （2019年3月31日現在）	第35期 （2020年3月31日現在）
流動資産	－千円	－千円
固定資産	104,326,078千円	94,605,736千円
資産合計	104,326,078千円	94,605,736千円
流動負債	－千円	－千円
固定負債	10,571,428千円	8,278,713千円
負債合計	10,571,428千円	8,278,713千円
純資産	93,754,650千円	86,327,023千円

（注）固定資産及び資産合計には、のれん及び顧客関連資産の金額が含まれております。

のれん	66,696,733千円	62,885,491千円
顧客関連資産	39,959,586千円	34,810,031千円

（2）損益計算書項目

	第34期 （自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日）	第35期 （自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日）
営業収益	－千円	－千円
営業利益	△9,043,138千円	△8,954,439千円
経常利益	△9,043,138千円	△8,954,439千円
税引前当期純利益	△9,091,728千円	△9,111,312千円
当期純利益	△7,489,721千円	△7,536,465千円
1株当たり当期純利益	△187,243円04銭	△188,411円64銭

（注）営業利益には、のれん及び顧客関連資産の償却額が含まれております。

のれんの償却額	3,811,241千円	3,811,241千円
顧客関連資産の償却額	5,241,252千円	5,149,555千円

（資産除去債務関係）

当社は建物所有者との間で不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。

なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金（敷金）が計上されているため、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

（セグメント情報等）

1. セグメント情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

第34期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）及び第35期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（1）サービスごとの情報

サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

（2）地域ごとの情報

①営業収益

本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

（3）主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する営業収益で損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

（関連当事者情報）

1. 関連当事者との取引

（1）親会社及び法人主要株主等

第34期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当はありません。

第35期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当はありません。

（2）子会社及び関連会社等

第34期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当はありません。

第35期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当はありません。

（3）兄弟会社等

第34期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	株式会社みずほ銀行	東京都千代田区	14,040億円	銀行業	－	－	当社設定投資信託の販売	投資信託の販売代行手数料	6,048,352	未払手数料	915,980
								子会社株式の取得	1,270,000	－	－
	みずほ証券株式会社	東京都千代田区	1,251億円	証券業	－	－	当社設定投資信託の販売	投資信託の販売代行手数料	10,215,017	未払手数料	1,670,194

第35期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	株式会社みずほ銀行	東京都千代田区	14,040億円	銀行業	－	－	当社設定投資信託の販売	投資信託の販売代行手数料	5,793,912	未払手数料	1,112,061
	みずほ証券株式会社	東京都千代田区	1,251億円	証券業	－	－	当社設定投資信託の販売	投資信託の販売代行手数料	10,294,840	未払手数料	1,231,431

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）投資信託の販売代行手数料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。

（注2）子会社株式の取得は、独立した第三者機関により算定された価格を基礎として協議の上、合理的に決定しております。

（注3）上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税等が含まれております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

（1）親会社情報

株式会社みずほフィナンシャルグループ
（東京証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場）

（2）重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

（1株当たり情報）

	第34期 （自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日）	第35期 （自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日）
1株当たり純資産額	1,708,727円13銭	1,780,683円32銭
1株当たり当期純利益金額	352,987円92銭	375,125円27銭

（注1）潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

（注2）1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第34期 （自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日）	第35期 （自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日）
当期純利益金額	14,119,516千円	15,005,011千円
普通株主及び普通株主と同等の株主に帰属しない金額	―	―
普通株式及び普通株式と同等の株式に係る当期純利益金額	14,119,516千円	15,005,011千円
普通株式及び普通株式と同等の株式の期中平均株式数	40,000株	40,000株
（うち普通株式）	(24,490株)	(24,490株)
（うちA種種類株式）	(15,510株)	(15,510株)

（注1）A種種類株式は、剰余金の配当請求権及び残余財産分配請求権について普通株式と同等の権利を有しているため、1株当たり情報の算定上、普通株式に含めて計算しています。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

(1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

(2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

(3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。

(4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

(5) 上記（3）（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項

該当事項はありません。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)受託会社

名称	みずほ信託銀行株式会社
資本金の額	247,369百万円（2019年3月末日現在）
事業の内容	日本において銀行業務および信託業務を営んでいます。

(2)販売会社

販売会社の名称、資本金の額および事業内容は以下の通りです。

名　　称	資本金の額 (単位:百万円)	事 業 の 内 容
株式会社みずほ銀行（※1）	1,404,065	日本において銀行業務を営んでおります。
株式会社ジャパンネット銀行	37,250	日本において銀行業務を営んでおります。
株式会社池田泉州銀行	61,385	日本において銀行業務を営んでおります。
株式会社長野銀行（※2）	13,017	日本において銀行業務を営んでおります。
第一勧業信用組合	（※3）13,509	協同組合による金融事業に関する法律に基づき金融事業を営んでいます。
株式会社ＳＢＩ証券	48,323	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
楽天証券株式会社	7,495	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
マネックス証券株式会社	12,200	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
松井証券株式会社	11,945	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。

（注）資本金の額は2019年3月末日現在
（※1）新規の取得のお申込みのお取扱いを行っておりません。
（※2）「成長コース」の取扱いはありません。
（※3）出資の総額

２【関係業務の概要】

(1) 受託会社

各ファンドの受託会社として、信託財産を保管・管理し、受益権設定にかかる振替機関への通知等を行います。

(2) 販売会社

各ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付ならびに収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等を行います。

３【資本関係】

該当事項はありません。

※持株比率５％以上を記載します。

第３【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が提出されております。

提出年月日	提出書類
2019年12月24日	臨時報告書
2020年 3月10日	有価証券届出書
2020年 3月10日	有価証券報告書
2020年 3月25日	臨時報告書

独立監査人の監査報告書

２０２０年5月２７日

アセットマネジメントOne株式会社
取　締　役　会　　御　中

EY新日本有限責任監査法人
東　　京　　事　　務　　所

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　　山野　　浩　　印

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　　長谷川　敬　　印

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアセットマネジメントOne株式会社の２０１９年４月１日から２０２０年３月３１日までの第３５期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アセットマネジメントOne株式会社の２０２０年３月３１日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注１）上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

（注２）ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

令和２年７月２２日

アセットマネジメントOne株式会社

取　締　役　会　御　　中

EY新日本有限責任監査法人
東　　京　　事　　務　　所
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　　長　谷　川　　敬　　印

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日本３資産ファンド　安定コースの令和１年１２月１１日から令和２年６月１０日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本３資産ファンド　安定コースの令和２年６月１０日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アセットマネジメントOne株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

アセットマネジメント0ne株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

（注１）上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
（注２）ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

令和２年７月２２日

アセットマネジメントOne株式会社

取　締　役　会　御　　中

EY新日本有限責任監査法人
東　　京　　事　　務　　所
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　　長　谷　川　　敬　　印

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日本３資産ファンド　成長コースの令和１年１２月１１日から令和２年６月１０日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本３資産ファンド　成長コースの令和２年６月１０日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アセットマネジメントOne株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

アセットマネジメント0ne株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

（注１）上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
（注２）ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれておりません。